

上田市環境保全関係条例集

上田市環境保全関係条例集

目 次

(環境全般)

上田市環境基本条例	2
-----------------	---

(生活環境)

上田市公害防止条例（平成 22 年 4 月 1 日施行）	6
上田市公害防止条例施行規則（平成 22 年 4 月 1 日施行）	11
上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	35
上田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	40
上田市ポイ捨ての防止等に関する条例	44
上田市ポイ捨ての防止等に関する条例施行規則	46
上田市深夜営業騒音に関する規制に係る立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の 様式を定める規則	47

(都市環境)

上田市開発事業の規制に関する条例	48
上田市開発事業の規制に関する条例施行規則	50
上田市空き地の環境保全に関する条例	54
上田市空き地の環境保全に関する条例施行規則	56
上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例	57
上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例施行規則	60
上田市中高層建築物に関する指導要綱	62

(暫定施行)

丸子町雑排水等の処理に関する条例	64
丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則	67
真田町環境保全に関する条例	69
真田町環境保全に関する条例施行規則	71

上田市環境基本条例

平成19年3月30日
条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 基本方針等（第8条—第10条）

第2節 基本的施策（第11条—第22条）

第3節 施策の推進体制等（第23条・第24条）

第3章 上田市環境審議会（第25条—第32条）

第4章 補則（第33条）

附則

私たちのまち上田市は、千曲の清流と肥沃な大地、美しい山並みに囲まれ、四季折々の多彩な自然のもと、歴史と文化を育んできた。

しかしながら、物の豊かさや生活の利便性を求める社会経済活動は、身近な自然や希少動植物の減少、都市・生活型公害の増加などを引き起こし、さらにはあらゆる生物の生存基盤である地球環境をも損なうおそれを生じさせている。

この地球環境を保全し、健全で恵み豊かな環境の恵沢を将来にわたって享受できるようにすることは、現在及び将来の人々に対する私たちの責務である。

私たち市民は、それぞれの役割分担のもとに、ともに手を携え協働して良好な自然環境及び健全な社会環境の保全及び創造を推進し、未来に誇りうる自然環境共生都市を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全と創造は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵みを受用するとともに、この環境が将来の世代へ継承されるように積極的に行われなければならない。

2 環境の保全と創造は、人間が自然から多くの恵みを受けていることを認識し、自然との共生と環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域の環境と深く関わりがあることを認識して、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市長は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市長は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者の環境への負荷の低減その他の環境の保全に資する取組を支援するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

2 事業者は、事業活動において、環境の保全に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出の抑制等による環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

（滞在者の責務）

第7条 旅行者その他の本市に滞在する者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市長が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 基本方針等

（基本方針）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康が保護され、生活環境に被害を及ぼす環境の保全上の支障を防止し、並びに安全でゆとりある快適な環境を創造し、及び確保すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、自然環境を適正に保全することにより人と自然との豊かなふれあいの場が保たれること。

(3) 廃棄物の発生抑制並びに資源及びエネルギーの有効利用を促進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を図ること。

(4) 歴史的風土及び文化的遺産を生かし、自然環境と一体となった地域性豊かな景観の確保並びに美しい景観を創造すること。

(5) 市民等の意見を反映するとともに、自然を通じた人と人との交流を促進し、環境の保全に関する思想の高揚及び普及を図ること。

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び基本的施策の大綱

(2) 環境への配慮の指針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関し必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見が反映されるよう努めるとともに、第25条に規定する上田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境の状況等の公表）

第10条 市長は、市の環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

第2節 基本的施策

（施策の策定等に当たっての環境優先）

第11条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全を優先するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市長は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制的措施)

第13条 市長は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措施)

第14条 市長は、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するために、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第15条 市長は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第16条 市長は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第17条 市長は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査を行うものとする。

2 市長は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を推進するために必要な監視等の体制を整備するよう努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備)

第18条 市長は、環境の保全に資する公共的施設の整備その他これらに類する事業を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第19条 市長は、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を保全し、有効活用するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第20条 市長は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深めるために、環境教育及び環境学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第21条 市長は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の整備と提供)

第22条 市長は、環境の保全に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

第3節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第23条 市長は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために、必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全に関する協力)

第24条 市長は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力してその推進に努めるものとする。

第3章 上田市環境審議会

(設置)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、上田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第26条 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとする。

(組織)

第27条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第30条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第31条 審議会に必要な応じて、部会を置くことができる。

(環境専門委員)

第32条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、環境専門委員を置くことができる。

2 環境専門委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 環境専門委員は、審議会に出席し、専門的立場から意見を述べるることができる。

4 環境専門委員は、当該事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

第4章 補則

(補則)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(上田市環境基本条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 上田市環境基本条例（平成11年上田市条例第20号）

(2) 丸子町環境基本条例（平成9年丸子町条例第17号）

(3) 上田市環境審議会条例（平成18年条例第147号。次項において「旧審議会条例」という。）

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧審議会条例の規定に基づく上田市環境審議会（以下「旧審議会」という。）の委員に委嘱されていた委員は、この条例の施行日に新たに第27条第2項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、第28条に規定する任期は旧審議会の委員に委嘱された日から起算するものとする。

(真田町環境保全に関する条例の一部改正)

4 真田町環境保全に関する条例（昭和47年真田町条例第3号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

上田市公害防止条例（平成22年4月1日施行）

平成21年12月18日
条例第38号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 規制基準等（第6条—第8条）
- 第3章 工場等に関する規制（第9条—第17条）
- 第4章 特定行為に関する規制（第18条・第19条）
- 第5章 日常生活等に関する規制（第20条—第26条）
- 第6章 雑則（第27条—第31条）
- 第7章 罰則（第32条—第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、上田市環境基本条例（平成19年条例第8号）の規定に基づき、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全するため、公害の防止等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）公害 上田市環境基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。
- （2）特定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、大気汚染、水質汚濁若しくは土壌汚染の原因となる物質（汚水、廃液、粉じん等）、騒音、振動又は悪臭（以下「汚水等」という。）を発生し、排出し、又は飛散する施設であつて、規則で定めるものをいう。
- （3）特定行為 建設工事等として行われる行為のうち、著しい騒音又は振動を発生する行為であつて規則で定めるものをいう。
- （4）規制基準 汚水等の量、濃度、大きさ又は程度の許容限度及び発生時間等の基準並びに特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準をいう。
- （5）環境基準 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

（市の責務）

第3条 市長は、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施するよう勧告又は行政上の指導をしなければならない。

2 市長は、公害に関する苦情及び紛争について、その適正な解決に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、この条例の規定に違反しないことを理由として公害防止について最大限努力することを怠ってはならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、常に公害を発生させないよう努めるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第2章 規制基準等

（規制基準及び環境基準の設定）

第6条 規制基準及び環境基準は、規則で定める。

2 市長は、前項の基準を定めるに当たっては、人の健康の保護を優先させるものとする。

3 市長は、第1項の基準を定めようとするときは、上田市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

（規制基準の遵守義務）

第7条 特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定工場等」という。）を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(公害の認定)

第8条 市長は、この条例又は他の法令に規制基準の定めがない場合であっても、著しく人の健康又は生活環境に係る被害が生ずると認めるときは、公害と認定することができる。

第3章 工場等に関する規制

(特定施設の設置の届出)

第9条 工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類、数量及び構造
- (4) 特定施設の使用の方法
- (5) 汚水等の処理又は防止の方法
- (6) その他規則で定める事項

(経過措置)

第10条 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第11条 第9条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第3号から第5号までに掲げる事項又は規則で定める事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、騒音に係るものにあつては、同条第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同条第4号及び第5号に掲げる事項の変更が当該特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合は、この限りでない。

(計画変更勧告)

第12条 市長は、第9条又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定工場等において発生し、排出し、又は飛散する汚水等が当該特定工場等に係る規制基準に適合しないことにより公害が発生すると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内(騒音に係る施設にあつては、30日以内)に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、その届出に係る特定施設の構造、配置若しくは使用の方法又は汚水等の処理若しくは防止の方法に関する計画を変更するよう勧告することができる。

(実施の制限)

第13条 第9条又は第11条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日(騒音に係る施設にあつては、30日)を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る事項の変更をしてはならない。

2 市長は、第9条又は第11条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第14条 第9条又は第10条の規定による届出をした者は、その届出に係る第9条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第15条 第9条又は第10条の規定による届出をした者からその届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第9条又は第10条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定工場等に設置する特定施設のすべてを承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設のすべてを承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第9条又は第10条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第16条 市長は、特定工場等において発生し、排出し、又は飛散する汚水等が当該特定工場等に係る

規制基準に適合しないことにより公害が発生していると認めるもの又は第8条の規定により公害と認定したものについて、その障害の除去又は発生防止の措置が必要と認められるときは、当該特定工場等を設置している者又は公害を発生させた者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、施設の構造、配置若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理若しくは防止の方法の改善を勧告し、又は施設の使用若しくは汚水等の排出等の一時停止を勧告することができる。

- 2 前項の規定は、第10条の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等における当該届出に係る規制基準については、同条に規定する特定施設となった日から6月間（騒音に係る施設にあっては、3年間）は、適用しない。ただし、その者が第11条の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から60日（騒音に係る施設にあっては、30日）を経過したときは、この限りでない。

（改善命令）

第17条 市長は、第12条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、当該措置をとるよう命ずることができる。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく措置を行ったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による命令に基づく措置を行った者は、当該措置を有効に保持しなければならない。

第4章 特定行為に関する規制

（特定行為の実施の届出）

第18条 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域において、規則で定める特定行為を伴う建設工事等を行おうとする者は、当該特定行為の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定行為を緊急に行う必要があるときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事等の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 特定行為の場所及び実施の期間
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

- 2 前項ただし書の場合において、当該特定行為を伴う建設工事等を行う者は、速やかに、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

（改善勧告及び改善命令）

第19条 市長は、特定行為に伴って発生する騒音が当該特定行為に係る規制基準に適合しないことによりその特定行為の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるものについて、その事態の除去が必要と認められるときは、当該特定行為を伴う建設工事等を行う者に対し、必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は当該特定行為の実施の時間を変更するよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定行為を行っているときは、その勧告に係る措置をとるよう命ずることができる。

第5章 日常生活等に関する規制

（生活排水等の排出制限）

第20条 炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水（以下「生活排水」という。）又は事業活動に伴い公共用水域に排出される水（以下「事業排水」という。）を排出する者は、公共用水域の水質を著しく汚濁させる汚水、油類等を排出してはならない。

（雑排水簡易浄化槽の設置義務）

第21条 生活排水又は事業排水を排出する建築物等を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、適切な規模の雑排水簡易浄化槽その他の水質の汚濁を防止するための設備であって規則で定めるもの（以下「雑排水簡易浄化槽」という。）を設置しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（設置勧告及び設置命令）

第22条 市長は、前条に規定する雑排水簡易浄化槽を設けない建築主に対し、期限を定めて当該設備の設置を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、当該措置をとるよう命ずることができる。

(屋外作業の制限)

第23条 何人も、屋外作業又は屋外営業を行うことに伴い発生する粉じん、騒音、振動又は悪臭により、生活環境に障害を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

(土砂流出の防止)

第24条 何人も、土石の掘削、盛土、切土、整地等の行為により、公共用水域に著しく土砂を流出させ、水質を汚濁させ、又は水底に土砂をたい積させてはならない。

(拡声機の使用禁止)

第25条 何人も、屋外(屋内から屋外に向けて使用する場合を含む。)で拡声機を使用してはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(夜間の静穏保持)

第26条 何人も、夜間(午後10時から翌日の午前6時までをいう。)において音響機器音、楽器音、人声等により、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第6章 雑則

(報告及び検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に工場、事業場、建設工事の場所等に立ち入らせ、必要な設備、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

(監視、測定等の体制の整備)

第28条 市長は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視及び測定等の体制の整備をしなければならない。

(公害防止協定)

第29条 市長は、公害の発生を防止するため必要と認めるときは、工場又は事業場を既に設置し、又は新たに設置しようとする事業者と公害防止協定を締結することができる。

(助成)

第30条 市長は、事業者が行う公害の防止のための施設の整備について、必要な金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(補則)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7章 罰則

第32条 第17条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の規定に違反して規制基準を超えて汚水又は廃液を排出した者

(2) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第19条第2項の規定による命令に違反した者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 過失により第7条の規定に違反して規制基準を超えて汚水又は廃液を排出した者

(2) 第10条、第11条又は第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(上田市公害防止条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 上田市公害防止条例(昭和46年条例第11号)

- (2) 丸子町公害防止条例（昭和47年丸子町条例第17号）
- (3) 武石村公害防止条例（昭和46年武石村条例第21号）
（丸子町雑排水等の処理に関する条例の一部改正）
- 3 丸子町雑排水等の処理に関する条例（昭和52年丸子町条例第23号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（真田町環境保全に関する条例の一部改正）
- 4 真田町環境保全に関する条例（昭和47年真田町条例第3号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（経過措置）
- 5 この条例の施行前に、附則第2項の規定による廃止前の上田市公害防止条例、丸子町公害防止条例若しくは武石村公害防止条例、附則第3項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

上田市公害防止条例施行規則（平成22年4月1日施行）

平成21年12月18日

規則第38号

改正 平成27年9月1日規則第23号

（趣旨）

第1条 この規則は、上田市公害防止条例（平成21年条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定施設）

第2条 条例第2条第1項第2号の規則で定める施設は、汚水又は廃液に係るものにあつては別表第1、騒音に係るものにあつては別表第2、悪臭に係るものにあつては別表第3、粉じんに係るものにあつては別表第4に掲げる施設とする。

（特定行為）

第3条 条例第2条第1項第3号の規則で定める行為は、別表第5に掲げる行為とする。

（規制基準等）

第4条 条例第6条第1項の規制基準は、汚水又は廃液に係るものにあつては別表第6、騒音に係るものにあつては別表第7、悪臭に係るものにあつては別表第8、粉じんに係るものにあつては別表第9に掲げるとおりとする。ただし、公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）第42条に係る騒音及び条例第25条に係る騒音については、この限りでない。

2 条例第6条第1項の環境基準のうち水質に係るものにあつては、別表第10に掲げるとおりとする。

（特定施設の設置の届出）

第5条 条例第9条又は第10条の規定による届出は、特定施設設置（使用）届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工場又は事業場及びその付近の見取図
- (2) 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 条例第9条第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 工場又は事業場の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 汚水又は廃液に係る特定施設にあつては、汚水等に係る用水及び排水の系統

（特定施設の構造等の変更の届出）

第6条 条例第11条の規則で定める事項は、前条第2項第3号に掲げる事項とする。

2 条例第11条の規定による届出は、特定施設変更届出書（様式第2号）に前条第1項に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 条例第11条ただし書の規則で定める範囲は、条例第9条、第10条又は第11条の規定による届出に係る特定施設の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合とする。

（受理書）

第7条 市長は、条例第9条、第10条又は第11条の届出を受理したときは、受理書（様式第3号）を当該届出をした者に交付するものとする。

（氏名の変更等の届出）

第8条 条例第14条の規定による届出は、条例第9条第1号又は第2号に掲げる事項の変更の届出にあつては氏名等変更届出書（様式第4号）により、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては特定施設使用廃止届出書（様式第5号）によるものとする。

（承継）

第9条 条例第15条第3項の規定による届出は、特定施設承継届出書（様式第6号）によるものとする。

（措置の届出）

第10条 条例第17条第2項の規定による届出は、公害防止措置完了届出書（様式第7号）によるものとする。

（特定行為の実施の届出）

第11条 条例第18条第1項の規則で定める特定行為は、別表第5の1から7までに掲げる特定行為とする。

2 条例第18条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定行為の場所の付近の見取図
- (2) 特定行為を伴う建設工事等の工程の概要を示した工程表で特定行為の工程を明示したもの

3 条例第18条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 建設工事等の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 特定行為の種類
- (3) 特定行為に使用される別表第5に規定する機械の名称、型式及び仕様
- (4) 特定行為の開始及び終了の時刻
- (5) 下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
(雑排水簡易浄化槽)

第12条 条例第21条の規則で定める設備は、次の各号に掲げる排水の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める設備とする。

- (1) 生活排水 3槽以上の構造を有する有効容量200リットル以上の沈殿ろ過槽又は同等以上の処理能力を有する設備
- (2) 事業排水 3槽以上の構造を有する沈殿ろ過槽若しくは油分離槽又はこれらと同等以上の処理能力を有する設備

2 条例第21条ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 条例第6条第1項に規定する汚水又は廃液に係る規制基準の適用を受ける場合
- (2) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）又は公害の防止に関する条例に規定する排出水に係る規制基準の適用を受ける場合
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽を設置しようとする場合
- (4) 災害その他非常の事態の発生等によりやむを得ず行う必要がある場合
- (5) その他市長が認める場合
(拡声機の使用の特例)

第13条 条例第25条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 別表第11に規定する方法により使用する場合。ただし、次に掲げる施設の周辺を除く。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校」という。）
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所（以下「保育所」という。）
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（以下「病院」という。）及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの（以下「収容施設を有する診療所」という。）
 - エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（以下「図書館」という。）
 - オ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）
 - カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）
- (2) 法令により認められた目的のために使用する場合
- (3) 広報その他の公共の目的のために使用する場合
- (4) 官公署、学校、工場等において時報又は業務連絡のために使用する場合
- (5) 祭礼、盆踊り、運動会その他の社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用する場合
- (6) その他市長が認める場合
(平27規則23・一部改正)

(身分証明書)

第14条 条例第27条第2項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第9号）によるものとする。

(書類の提出)

第15条 条例及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類は、正副2部とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(上田市公害防止条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 上田市公害防止条例施行規則(昭和47年規則第12号)

(2) 丸子町公害防止条例施行規則(昭和48年丸子町規則第1号)

(3) 丸子町公害防止監視員規則(昭和48年丸子町規則第9号)

(4) 武石村公害防止条例施行規則(昭和46年武石村規則第8号)

(丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則の一部改正)

3 丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則(昭和52年丸子町規則第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(真田町環境保全に関する条例施行規則の一部改正)

4 真田町環境保全に関する条例施行規則(昭和47年真田町規則第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

5 この規則の施行前に、附則第2項の規定による廃止前の上田市公害防止条例施行規則、丸子町公害防止条例施行規則若しくは武石村公害防止条例施行規則、附則第3項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例施行規則の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年9月1日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

汚水又は廃液に係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	飼養能力50頭(繁殖豚にあつては5頭)以上のもの(2箇月齢未満のものを除く。)
		(2) 牛の飼養施設	飼養能力5頭以上のもの
		(3) 馬の飼養施設	飼養能力5頭以上のもの
		(4) 鶏の飼養施設	飼養能力300羽以上のもの(30日未満のひなを除く。)
2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの	(1) 洗浄施設 (2) 油水分離施設	1月の通常の排水量が200立方メートル以上の事業場におけるものに限る。
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置(デイスポージャー)	すべてのもの

備考

1 この表は、当該特定施設に係る汚水又は廃液を公共用水域に排出する場合に限り適用する。

2 この表は、水質汚濁防止法又は公害の防止に関する条例に規定する特定施設は除く。

3 この表は、当該特定施設から排出される水を処理できるものとして浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合した浄化槽を使用する場合を除く。

別表第2(第2条関係)

騒音に係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	金属加工施設	(1) 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワ

			ット未満のもの
		(2) ベンディングマシン	ロール式のものであって原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの
		(3) 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン未満のもの
		(4) せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの
		(5) 研磨機	工具用研磨機を除くすべてのもの
2	空気の圧縮及び送風施設	(1) 空気圧縮機 (2) 送風機	原動機の定格出力が1キロワット以上7.5キロワット未満のもの
3	土石用又は鉱物用の破碎、摩砕、ふるい、分級及び切断の施設	(1) 破碎機 (2) 摩砕機 (3) ふるい (4) 分級機 (5) 石材引割機	原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの すべてのもの
4	繊維加工施設	(1) 紡績機械 (2) 編組機 (3) 撚糸機	すべてのもの 原動機を使用するもの
5	木材加工施設	(1) 帯のこ盤 (2) 丸のこ盤 (3) たてのこ盤 (4) かな盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が1キロワット以上2.25キロワット未満のもの 製材用のものにあつては原動機を使用するもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が1キロワット以上のもの 原動機の定格出力が1キロワット以上2.25キロワット未満のもの
6	穀物用製粉施設	製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
7	電線加工施設	(1) 編組機 (2) 絹巻線機	すべてのもの
8	その他の施設	(1) 重油バーナー (2) 電気炉及びキューポラ (3) 遠心分離機 (4) 集じん装置 (5) 冷凍機	重油使用量が毎時15リットル以上のもの すべてのもの 原動機を使用するもの 固定式のすべてのもの 原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの（冷房に用いるものを除く。）

備考 この表は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域のみ適用する。

別表第3（第2条関係）

悪臭に係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	動物の飼養の用に供するもの	(1) 豚の飼養施設	飼養能力50頭（繁殖豚にあつては5頭）以上のもの（2箇月齢未満のものを除く。）
		(2) 牛の飼養施設	飼養能力5頭以上のもの
		(3) 馬の飼養施設	飼養能力5頭以上のもの
		(4) 鶏の飼養施設	飼養能力300羽以上のもの（30日未満のひなを除く。）

別表第4（第2条関係）

粉じんに係る特定施設

番号	用途	名称	規模
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供するもの	たい積場	面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの
2	破碎若しくは摩砕施設（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	破碎機及び摩砕機	原動機の定格出力が75キロワット未満のもの
3	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）の用に供するもの	ふるい	原動機の定格出力が15キロワット未満のもの

別表第5（第3条関係）

建設工事等として行われる特定行為

番号	行為内容
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	コンクリートカッターを使用する作業
7	鉄球を使用する解体作業
8	害鳥威嚇用爆音機を使用する作業

備考

1 この表は、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された区域内で行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業を除く。

2 この表は、特定行為がその行為を開始した日に終わるものを除く。

別表第6（第4条関係）

汚水又は廃液に係る規制基準

番号	項目 区分	水温	外観	臭気	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量		ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油含有量）（単位1リットルにつきミリグラム）	その他の基準及び説明
						日間平均	最大		
1	動物の飼養の用に供するもの	排出先の公用水域の水質に著しく変化を与えないと認められる程度	同左	同左	5.8以上 8.6以下	150	200		

2	自動車用燃料小売業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業及び自動車整備業の用に供するもの			5.8以上 8.6以下		5	次の各号に該当すること。 (1) 車両洗浄排水及びその他の含油排水は、すべて不浸透性材料で作られた処理槽に入れたのち排出しなければならない。 (2) 処理槽とは、沈澱槽及び油分離槽をいい、当該排水を排出基準以下に処理する施設であること。 (3) 沈澱槽及び油分離槽は、汚泥がたい積しないよう適切に除去しなければならない。
3	食品残物処理の用に供するもの	食品残物処理装置（ディスポーザー）を使用してはならない。					

備考

- 1 採水地点は工場等の排出口（排水を排出する場所をいう。）とする。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 測定方法は次のとおりとする。

項目	測定方法
水温	日本工業規格K0102（以下この表において「規格」という。）7.2に定める方法
外観	規格8に定める方法
臭気	規格10.1に定める方法
水素イオン濃度	規格12.1に定める方法
生物化学的酸素要求量	規格21に定める方法
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき、ノルマルヘキサン抽出物質含有量に係る検定方法として環境大臣が定める方法

別表第7（第4条関係）

（平27規則23・一部改正）

騒音に係る規制基準

1 特定施設の規制基準

区分	左記の区分に対応する規制基準（単位デシベル）		
	昼間 （午前8時から午後6時まで）	朝・夕 （午前6時から午前8時まで、午後6時から午後9時まで）	夜間 （午後9時から翌日の午前6時まで）
第1種区域	50	45	45
第2種区域	60	50	50
第3種区域	65	65	55
第4種区域	70	70	65

備考

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 騒音の測定は、音源の存する敷地の境界線又はこれに相当する場所とする。
- 4 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について、同法第4条第1項の規定により定められた区域をいう。
- 6 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する次の各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、この表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校
 - (2) 保育所
 - (3) 病院及び収容施設を有する診療所
 - (4) 図書館
 - (5) 特別養護老人ホーム
 - (6) 幼保連携型認定こども園

2 特定行為の規制基準

- (1) 特定行為の騒音が、特定行為の場所の敷地の境界線において、別表第5の1から7までに掲げる特定行為（以下「特定建設作業」という。）にあっては85デシベルを超える大きさのものでないこと。同表の8に掲げる特定行為にあっては次の表に掲げるとおりとする。

日の出から日没まで	日没から日の出まで
住家からおおむね100メートル以内は使用してはならない。	使用してはならない。

- (2) 特定建設作業の騒音が、付表の1に掲げる区域にあっては午後7時から翌日の午前7時までの時間内、付表の2に掲げる区域にあっては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特にこの号本文に掲げる時間（以下「夜間」という。）において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (3) 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の1に掲げる区域にあっては1日10時間、付表の2に掲げる区域にあっては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。
- (4) 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

と。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

- (5) 特定建設作業の騒音が日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでないこと。

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

付表

1	第1種区域及び第2種区域並びに第3種区域、第4種区域及びその他の区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートルの区域内
	<ol style="list-style-type: none"> (1) 学校 (2) 保育所 (3) 病院及び収容施設を有する診療所 (4) 図書館 (5) 特別養護老人ホーム (6) 幼保連携型認定こども園
2	1の区域以外の区域

備考 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条第1項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第3条第1項の規定により指定された地域以外の地域をいう。

別表第8（第4条関係）

悪臭に係る規制基準

番号	区分	規制基準
1	動物の飼養の用に供するもの	<p>次の各号に該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 床は、不浸透性材料で作られ、適当な勾配と排水溝が設けられていること。 (2) 前項の規定にかかわらず、鶏の家禽舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障をきたさない材料で作られ、かつ、

	<p>採ふんに便利な構造であること。</p> <p>(3) 汚物処理設備として、汚物の保管設備及び汚水の浄化装置又は貯留槽が設けられていること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水の浄化装置及び貯留槽は要しない。</p> <p>(4) 汚物の保管設備及び汚水の貯留槽は、不浸透性材料で作られ、密閉することができる覆いが設けられていること。</p> <p>(5) 運動場を設ける場合は、周囲を不浸透性材料で囲むこと。</p> <p>(6) 防臭剤及び防虫剤を適宜散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。</p> <p>(7) ふん尿は、適宜取り去り、なるべく踏ませないこと。</p>
--	--

備考 この表に掲げる規制基準は、周囲の環境等に照らし、市長が著しく不快を与えないと認めるときは適用を除外することができる。

別表第9（第4条関係）

粉じんに係る規制基準

番号	区分	規制基準
1	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石のたい積の用に供する施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
2	破碎若しくは摩砕施設（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p>
3	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）の用に供する施設	<p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

別表第10（第4条関係）

水質に係る環境基準

区分	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌群数
第1種水域		6.5以上8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下
第2種水域		6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
第3種水域		6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/100ml以下
測定方法		規格12.1に定める方法	規格21に定める方法	付表8に定める方法	規格32に定める方法	最確数による定量法

備考

1 この表に掲げる水質の測定方法のうち、規格とは日本工業規格K0102による。

- 2 この表に掲げる水質の測定方法のうち、付表8とは水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）付表8に掲げる方法による。
- 3 この表に掲げる水質の測定方法のうち、最確数による定量法とは水質汚濁に係る環境基準について別表2の1の(1)のAの備考の4に掲げる方法による。
- 4 水質の測定方法は、測定方法の欄に掲げる方法又は当該方法と同程度の計測結果の得られる方法とする。
- 5 上記1から4までにおいて、測定点の位置の選定、試料の採取、操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適当と考えられる方法によるものとする。
- 6 測定の実施は、河川が通常の状態の下にある場合に、それぞれ適宜行うこととする。
- 7 第1種水域、第2種水域及び第3種水域は、次に掲げるとおりとする。

第1種水域	市民の定住的生活、農耕、家畜の飼育などの影響が及んでいない河川
第2種水域	矢出沢川、傍陽川、内村川、武石川
第3種水域	第1種水域及び第2種水域以外の河川

備考

- 1 河川の名称は、河川法（昭和39年法律第167号）に規定する名称による。
- 2 この表は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき指定された水域を除く。

別表第11（第13条関係）

拡声機の使用基準

- 1 拡声機の1回の使用時間は、10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。ただし、自動車による等移動して拡声機を使用する場合にあっては、同一場所において使用する場合に限る。
- 2 2以上の拡声機（携帯して使用する拡声機を除く。）を使用する場合は、拡声機の間隔は50メートル以上とすること。
- 3 商業宣伝を目的として午後7時から翌日午前10時までの間は拡声機を使用しないこと。
- 4 商業宣伝を目的として地上7メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。
- 5 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業をいう。）を営む施設及び興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条に規定する興行場をいう。）においては、直接屋外に向けて拡声機を使用しないこと。
- 6 拡声機から発生する音量は、次の表の範囲内とする。

区域の区分	音量
第1種区域、第2種区域	55デシベル
第3種区域	65デシベル
第4種区域	70デシベル
その他の区域	60デシベル

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 3 音量の測定点は、敷地の境界線（移動して拡声機を使用する場合にあっては、道路端）とする。
- 4 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域について同法第4条第1項の規定により定められた区域を、その他の区域とは同法第3条第1項の規定により指定された地域以外の地域をいう。

※	受理	年	月	日
	整理番号			

特定施設設置（使用）届出書

年 月 日

（届出先）上田市長

届出者 住所

氏名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

上田市公害防止条例第9条（第10条）の規定により、特定施設の設置（使用）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				
工場又は事業場の所在地				
工場又は事業場の事業内容				
常時使用する従業員数				
担当の氏名及び電話番号		電話番号		
備考				
特定施設の種別	数量	構造	使用の方法	汚水等の処理又は防止の方法
		別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、上田市公害防止条例施行規則で定める別表番号、項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその番号並びに名称を記載すること。
- 3 構造、使用の方法及び汚水等の処理又は防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、汚水等の区分により次の書類によること。
 - (1) 汚水又は廃液 付表1
 - (2) 騒音 付表2
 - (3) 悪臭 付表3
 - (4) 粉じん 付表4-1又は4-2

添付書類

- 1 工場又は事業場及びその付近の見取図
- 2 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図

(付表1)

汚水又は廃液に係る施設の概要

番 号											
特 定 施 設 の 種 類											
数 量											
施設 の 設置	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
構 造	型 式										
	能 力 ・ 規 模										
使 用 の 方 法	状 況	1 日 の 使 用 時 間	午前 午後	時 まで	午前 午後	時 まで	午前 午後	時 まで	午前 午後	時 まで	
		季 節 変 動									
	動物の飼養の用に供する施設における汚水汚物の処分方法（該当するものを○で囲む）	1 汚水処理施設 2 肥料 3 その他（ ）				1 汚水処理施設 2 肥料 3 その他（ ）					
	特 定 施 設 の 排 水 量	通常	m ³ /日	最大	m ³ /日	通常	m ³ /日	最大	m ³ /日		
	処理施設の種類・名称及び型式										
処 理 の 方 法			処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	
	水 量 (m ³ / 日)										
	水 質	水 素 イ オ ン 濃 度									
		生物化学的酸素要求量(mg/l)									
		ノルマルヘキサン抽出物質量(mg/l)									
		そ 他									
	放 流 先										
	残 査	種 類									
		1 か月の生成量（種類別）									
処 理 方 法 (種 類 別)											
備 考											

備考

- 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図に、汚水等に係る用水及び排水の系統を記載すること。この場合において、用水の給水経路を青で、排水の排出経路を赤で記入すること。
- 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 水質の欄は、工場又は事業場から排出される汚水等中の主たる汚濁物質の濃度等を記載すること。

(付表2)

騒音に係る施設の概要

番	号		
特	定	施	設
の	種	類	
数	量		
施設 の 設置	設	置	年
	年	月	日
	年	月	日
	年	月	日
施設 の 設置	着	手	予
	定	年	月
	日	年	月
	日	年	月
施設 の 設置	完	成	予
	定	年	月
	日	年	月
	日	年	月
施設 の 設置	使	用	開
	始	予	定
	年	月	日
	日	年	月
構造	型	式	
	公	称	能
使用 の 方法	使	用	開
	始	時	刻
使用 の 方法	(時	・
)	分)
使用 の 方法	使	用	終
	了	時	刻
使用 の 方法	(時	・
)	分)
騒	音	の	防
止	の	方	法
別	紙	の	と
お	り		
備	考		

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

(付表 3)

悪臭に係る施設の概要

番	号		
特 定 施 設 の 種 類			
数			
施設 の 設置	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
構造 及 び 使用 の 方法	規 模 (面 積)		
	建 物 の 構 造		
	収 容 数 量		
	季 節 変 動		
	原 料 の 種 類 及 び 使 用 量 (貯 蔵 種 類 及 び 貯 蔵 量)		
	製 品 名 及 び 製 造 量		
処理 の 方法	集 気 の 方 法		
	処 理 施 設 の 形 式		
	悪臭の発生又は排出が著しいと き の 措 置 方 法		
	施設から発生する廃棄物の種類 及 び 処 理 の 方 法		
備	考		

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 悪臭の発生又は排出が著しいときの措置方法の欄は、悪臭防止に関して速やかに講じられる措置の概要を具体的に記載する。

(付表4-1)

粉じんに係る施設（たい積場）の概要

番	号		
特定施設の種		類	
数		量	
施設 の 設置	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
構 造 及 び 使 用 の 方 法	名称及び型式		
	面積(m ²)		
	たい積能力(t)		
	たい積物の種類、性状及び通常の年間延べたい積量(t/年)		
	たい積場がその中に設置されている建築物の概要		
防 止 の 方 法	散 水	装置の種類・型式・基数	
		装置の能力(m ³ /h)	
		散水の方法	
	防じんカバーの設置状況		
	薬 液 散 布	薬液の種類・名称	
		装置の種類・型式・基数	
		装置の能力(m ³ /h)	
		薬液散布の方法	
	締 固 め	装置の種類・型式	
		締固め方法	
		その他	

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 たい積物の種類、性状及び通常の年間延べたい積量の欄には比重、粒度、水分値等の概算及び通常の年間延べたい積量について記載すること。
- 3 散水の方法、薬液散布の方法、締固め方法及びその他の欄には、実施の量（例えば散水の場合は水量m³/t）、実施頻度等記載すること。
- 4 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置に係る装置について記載すること。
- 5 粉じん発生施設及び粉じんの飛散防止のための装置とその主要寸法を記入した概要図並びに粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類を添付すること。

(付表4-2)

粉じんに係る施設（破砕機、磨砕機、ふるい）の概要

番	号		
特定施設の種		類	
数		量	
施設 の 設置	設	置	年 月 日
	年	月	日
	着	手	予 定 年 月 日
	完	成	予 定 年 月 日
使	用	開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
構 造 及 び 使 用 の 方 法	名称及び型式		
	原動機の定格出力(kW)		
	処理能力(t/h)		
	処理対象物の種類及び通常の月間 処理量(t/月)		
	破砕機、磨砕機又はふるいがその 中に設置されている建築物の概要		
防 止 の 方 法	集 じん 機	集じん機の種類・型式	
		集じん機の効率(%)	
		送風機の原動機出力(kW)	
	散 水 装 置	装置の種類・型式	
		装置の能力(m ³ /h)	
		処理量当たり散水量(l/t)	
		防じんカバーの設置状況	
その他			

備考

- 1 設置届出の場合には着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には、設置年月日、着手予定年月日、完成予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置に係る装置について記載すること。
- 3 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造と、その主要寸法を記入した概要図並びに粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類を添付すること。

※	受理	年	月	日
	整理番号			

特定施設変更届出書

年 月 日

（届出先）上田市長

届出者 住所

氏名

⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

上田市公害防止条例第11条の規定により、特定施設の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称					
工場又は事業場の所在地					
工場又は事業場の事業内容					
常時使用する従業員数					
担当の氏名及び電話番号		電話番号			
備考					
特定施設の 種類	数 量		構 造	使用の方法	汚水等の処理又は防止の方法
	変更前	変更後			
			別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 特定施設の種類欄には、上田市公害防止条例施行規則で定める別表番号、項番号及び(1)、(2)、(3)等の細分があるときはその番号並びに名称を記載すること。
- 構造、使用の方法及び汚水等の処理又は防止の方法の欄の記載については、様式第1号に準ずること。また、付表中における番号欄へ「変更の前・後」を加え、変更前及び変更後の内容を対照させること。

添付書類

- 工場又は事業場及びその付近の見取図
- 工場又は事業場の建物、特定施設、汚水等の処理施設等の配置図

受理書

年 月 日

様

上田市長



年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	上田市公害防止条例第9条（第10条、第11条）
届 出 の 内 容	特定施設の設置（特定施設の使用、特定施設の構造等の変更）
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
届出に係る特定施設の種類	

※	受理	年	月	日
	整理番号			

氏名等変更届出書

年 月 日

（届出先）上田市長

届出者 住所

氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、上田市公害防止条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年 月 日		
変更の理由		

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

※	受理	年	月	日
	整理番号			

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

（届出先）上田市長

届出者 住所

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

特定施設のすべての使用を廃止したので、上田市公害防止条例第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
特定施設の種別	
使用廃止の年月日	
使用廃止の理由	

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

※	受理	年	月	日
	整理番号			

特定施設承継届出書

年 月 日

（届出先）上田市長

届出者 住所

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、上田市公害防止条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
特定施設の種別		
承継の年月日		
被承継者	氏名又は名称	
	住所	
承継の原因		

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

※	受理	年	月	日
	整理番号			

公害防止措置完了届出書

年 月 日

（届出先）上田市長

届出者 住所

氏名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付け 第 号による命令に基づく措置が完了したので、上田市公害防止条例第17条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
命令に係る特定施設の種別	
措置の内容	
措置完了年月日	

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

特定建設作業実施届出書

年 月 日

（届出先）上田市長

届出者 住所

氏名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

特定行為を実施するので、上田市公害防止条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事等の名称				
建設工事等の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定行為の種類				
特定行為に使用される上田市公害防止条例施行規則別表第5に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定行為の場所				
特定行為の実施の期間	自 年 月 日	至 年 月 日	日間	
特定行為の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定行為を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※受理年月日				
※審査結果				

備考

- 1 この届出書は、上田市公害防止条例施行規則別表第5に掲げる特定行為の種類ごとに提出すること。
- 2 特定行為の種類欄には、上田市公害防止条例施行規則別表第5に掲げる作業の種類を記載すること。
- 3 特定行為の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
- 4 特定行為の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 5 ※印の欄には、記載しないこと。

添付書類

- 1 特定行為の場所の付近の見取図
- 2 特定行為を伴う建設工事等の工程の概要を示した工程表で特定行為の工程を明示したもの

(表)

第 号
上田市公害防止条例第 27 条第 2 項の規定による身分証明書
所属
職名
氏名
年 月 日交付
上田市長 印

(裏)

上田市公害防止条例抜粋

第 27 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に工場、事業場、建設工事の場所等に立ち入らせ、必要な設備、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。

第 34 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

(3) 第 27 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成19年12月20日

条例第39号

改正 平成24年12月25日 条例第34号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 廃棄物の減量及び再利用の推進（第6条—第13条）
- 第3章 廃棄物の適正な処理（第14条—第22条）
- 第4章 上田市廃棄物処理審議会（第23条—第28条）
- 第5章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格（第29条）
- 第6章 補則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第2条第1項に規定する物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物 法第2条第3項に規定する廃棄物をいう。
- (4) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (6) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち一般廃棄物をいう。
- (7) 資源物 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のうち紙類、布類、空きびん、空き缶その他市長が指定するものをいう。
- (8) 浄化槽 浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (9) 事業者 事務所、事業所、官公署、学校、病院その他これらに準ずる施設で事業を行う者をいう。

（市の責務）

第3条 市長は、一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物の発生の抑制、再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにし、回収等に努めなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量及び再利用の推進

（分別収集による資源物回収の徹底等）

第6条 市長は、再利用に配慮した分別収集により資源物回収の徹底を図るとともに、市の処理施設

内の廃棄物のうち有用なものを再利用し、廃棄物の減量に努めなければならない。

(資源物回収業者等への協力要請等)

第7条 市長は、再利用を促進するため、資源物回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

(地域の団体等による自主的な活動への参加等)

第8条 市民は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、地域の団体等による再利用を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

(長期間使用可能な製品、容器等の開発等)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発を行うこと並びに製品、容器等の修理及び回収の体制を確保することにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用の容易性の自己評価等)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用が容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

(再生資源等の利用)

第11条 事業者は、その事業を行うに際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用可能な物の分別の徹底等)

第12条 事業者は、再利用が可能な物の分別の徹底、複数の事業者の協力による資源物回収その他の再利用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(包装、容器等の適正化)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る適正な基準を設定すること等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、商品の販売等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を市民が選択できるよう努めなければならない。

3 市長は、包装、容器等の適正化を推進するため、事業者及び市民の意識の啓発を図り、事業者に対して必要な協力を求めること等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画)

第14条 市長は、一般廃棄物の処理について、法第6条の規定により、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

(清潔の保持)

第15条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所において、自ら生じさせた廃棄物を持ち帰り、又は指定の場所に収容し、その清潔の保持に努めなければならない。

(占有者の協力義務)

第16条 土地又は建物の占有者(占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。)は、その土地又は建物を清潔に保つよう努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように適正な管理に努めなければならない。

2 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で処分できる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、第14条の規定により定められた一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

3 占有者は、自ら処分できない一般廃棄物を、別に定める区分に従い燃やせるごみ、プラマーク(特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令(平成13年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第2号)様式3及び様式4に規定する表示又は刻印をいう。以下同じ。)付きプラスチックごみ、燃やせないごみ及び資源物に分け、定められた日時に次の各号に掲げる場所に、それぞれ搬入しなければならない。

(1) 燃やせるごみ、プラマーク付きプラスチックごみ及び燃やせないごみについては、市長が承認した場所(以下「ごみ集積所」という。)に搬入すること。

(2) 資源物については、市長が承認した資源物回収所に搬入すること。

4 前項の場合において、次に掲げる一般廃棄物については、規則で定めるところにより、それぞれ

市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納しなければならない。ただし、指定袋は、一時にごみ集積所に2袋を超えて搬入してはならない。

(1) 家庭系廃棄物のうち燃やせるごみ、プラマーク付きプラスチックごみ及び燃やせないごみ

(2) 市長が認めた事業者が排出する事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみ

5 占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、有毒性、危険性、引火性、著しい悪臭を放つものその他市の行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの、特別管理一般廃棄物に指定されているもの又は事業系一般廃棄物（前項第2号に掲げるものを除く。）を排出してはならない。

6 占有者は、前項の一般廃棄物を処分しようとするときは、その旨を市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

（多量の一般廃棄物）

第17条 占有者は、その土地又は建物から臨時に又は新たに多量の一般廃棄物を生じた場合において、自ら処理できないときは、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項について、市長の指示に従うものとする。

2 市長は、その区域内において多量の事業系一般廃棄物を生ずる占有者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示するものとする。

（犬、ねこ等の死体の処分）

第18条 占有者は、その土地又は建物から犬、ねこ等の死体が生じた場合において、自ら処分できないときは、その死体を市長の指定する場所へ運搬しなければならない。ただし、市長が運搬に困難な事情があると認めるときは、この限りではない。

（一般廃棄物の自己処理基準）

第19条 占有者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分（再生を含む。）するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に定める基準に準じて処理しなければならない。

（浄化槽等の維持管理）

第20条 浄化槽管理者は、浄化槽の機能が常に良好な状態で保持されるよう浄化槽法第10条及び第11条の規定によりその維持管理に努めなければならない。

2 浄化槽管理者は、自ら適正な維持管理ができないときは、浄化槽法第2条第9号及び浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年長野県条例第29号）第2条第2項に規定する浄化槽清掃業者又は浄化槽保守点検業者に委託して、これを行わなければならない。

3 雑排水簡易浄化槽管理者は、前2項の規定に準じて、雑排水簡易浄化槽の維持管理に努めなければならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第21条 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、占有者から別表第1に規定する手数料を徴収する。

2 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前項に規定する手数料を減免することができる。

（許可申請手数料等）

第22条 法第7条第1項及び第6項並びに浄化槽法第35条第1項の規定により許可を受けようとする者又は当該許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、別表第2に掲げる手数料を納入しなければならない。

2 既納の申請手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4章 上田市廃棄物処理審議会

（設置）

第23条 地方自治法第138条の4第3項及び法第5条の7の規定により、上田市廃棄物処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第24条 審議会は、廃棄物の処理に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議をするものとする。

（組織）

第25条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第28条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

第5章 一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格

(平24条例34・追加)

第29条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平24条例34・追加)

第6章 補則

(平24条例34・旧第5章繰下)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24条例34・旧第29条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第21条に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収及びこれに関し必要なその他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の廃止)

- 3 次に掲げる条例（以下「廃止条例」という。）は、廃止する。
- (1) 上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年上田市条例第12号）
 - (2) 丸子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成12年丸子町条例第31号）
 - (3) 真田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年真田町条例第7号）
 - (4) 武石村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年武石村条例第25号）
 - (5) 上田市廃棄物処理審議会条例（平成18年条例第141号）
- （廃止条例の経過措置）
- 4 施行日の前日までに、廃止条例の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 附則第3項の規定により廃止する武石村廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の2の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- （上田市手数料条例の一部改正）
- 6 上田市手数料条例（平成18年条例第63号）の一部を次のように改正する。
- 〔次のよう〕略
- 附 則（平成24年12月25日条例第34号）
- この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第21条関係）

種別	取扱区分	金額
家庭系廃棄物のうち燃やせるごみ	収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長が定める小袋1袋につき25円 市長が定める中袋1袋につき35円 市長が定める大袋1袋につき50円
家庭系廃棄物のうちプラマーク付きプラスチックごみ	収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長が定める小袋1袋につき5円 市長が定める大袋1袋につき10円
家庭系廃棄物のうち燃やせないごみ	収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長が定める小袋1袋につき25円 市長が定める大袋1袋につき50円
事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみ	収集し、運搬し、及び処分するとき。	市長が定める大袋1袋につき100円

別表第2（第22条関係）

種別	金額
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 3,000円
一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 3,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 3,000円
一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料	1件につき 1,500円
一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料	1件につき 1,500円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	1件につき 1,500円

上田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則

平成19年12月20日

規則第30号

改正 平成20年10月1日規則第32号

平成23年3月28日規則第5号

平成24年6月29日規則第25号

注 平成23年3月から条文沿革を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成19年条例第39号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第2条 条例第14条に定める一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的事項について定める基本計画と基本計画の実施のために毎年度定める実施計画に分けて策定するものとする。

(清潔の保持)

第3条 公共の場所で、びら、ちらし等を配布した者は、その付近に散乱した当該びら、ちらし等を速やかに清掃しなければならない。

2 所定の場所に集積された廃棄物及び資源物は、何人もこれを抜き取り、移動し、又は運搬してはならない。ただし、市長が指定した者については、この限りでない。

3 建設工事の施行者は、不法投棄を誘発し、又は都市美観を損なうことのないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の適正処理に努めなければならない。

(占有者の協力義務)

第4条 法第5条第3項に規定する大掃除は、市長が定める計画に従い、年1回以上実施するものとする。

2 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、次に掲げる事項を遵守して清潔の保持に努めなければならない。

(1) 便所及びごみ容器等の周囲を常に清掃し、消毒、殺虫等を行うこと。

(2) 当該土地又は建物に面する歩道等の清掃を行うこと。

(3) 便槽、浄化槽及び雑排水簡易浄化槽内にその正常な機能を妨げるものを流入させないこと。

(4) 便槽、浄化槽及び雑排水簡易浄化槽内に雨水、地下水等が浸入しないように、その防止措置を施すこと。

(5) し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥のくみ取り、清掃及び運搬作業に支障のないようにすること。

3 占有者は、条例第16条第2項の規定により、生活環境の悪化を及ぼさない範囲で生ごみ・たい肥・肥料容器等により一般廃棄物をなるべく自ら処分するものとする。

4 占有者は、条例第16条第3項及び第4項の規定により、ごみ集積所へ搬入する一般廃棄物に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 燃やせるごみにあつては、水分を除去し、指定袋に収納すること。

(2) プラマーク付きプラスチックごみ及び燃やせないごみにあつては、水分及び汚れを除去し、指定袋にそれぞれ収納すること。

(3) 前2号の場合において、指定袋に収納する際には、自治会名及び氏名を記入しなければならない。

5 占有者は、条例第16条第3項の規定により、資源物回収所へ搬入する資源物に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 資源物は、別に定める区分に従いそれぞれ分別し、異物が混入しないようにしなければならない。

(2) 紙類及び布類にあつては、汚れを除去し、雨水に当たらないようにしなければならない。

(3) びん類、缶類及びペットボトルにあつては、水分及び汚れを除去しなければならない。

(4) 有害ごみ及び危険ごみについては、有害物質が飛散しないようにしなければならない。

6 市長は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に支障があると認めるとき又は生活環境の保全上適当でないと認めるときは、その改善を指示するものとする。

(平23規則5・一部改正)

(ごみ集積所及び資源物回収場所の承認)

第5条 条例第16条第3項の規定によるごみ集積所を新たに設置し、変更し、又は廃止しようとする者は、ごみ集積所及び資源物回収所（新設・変更・廃止）承認申請書（様式第1号）を提出して、市長の承認を受けなければならない。

（指定袋）

第6条 条例第16条第4項に規定する指定袋は、次のとおりとする。

- (1) 家庭系廃棄物の燃やせるごみ指定袋（小）（様式第2号）
- (2) 家庭系廃棄物の燃やせるごみ指定袋（中）（様式第3号）
- (3) 家庭系廃棄物の燃やせるごみ指定袋（大）（様式第4号）
- (4) 家庭系廃棄物のプラマーク付きプラスチックごみ指定袋（小）（様式第5号）
- (5) 家庭系廃棄物のプラマーク付きプラスチックごみ指定袋（大）（様式第6号）
- (6) 家庭系廃棄物の燃やせないごみ指定袋（小）（様式第7号）
- (7) 家庭系廃棄物の燃やせないごみ指定袋（大）（様式第8号）
- (8) 事業系一般廃棄物の燃やせるごみ指定袋（大）（様式第9号）

（指定袋の交付）

第7条 指定袋の交付は、市長又は市長が一般廃棄物処理手数料の収納を委託する収納委託人が行うものとする。

2 前項の収納委託人は、ごみ指定袋取扱所の標札（様式第10号）をその見やすいところに掲示しなければならない。

（多量の一般廃棄物）

第8条 条例第17条に規定する多量の一般廃棄物を生じた場合とは、常時各種指定袋1袋あたり10キログラム以上又は一時に40キログラム以上の一般廃棄物が生じた場合とする。

（一般廃棄物処理手数料の納入方法）

第9条 条例第21条第1項に規定する一般廃棄物処理手数料は、指定袋の交付時に納入しなければならない。

（領収書の交付）

第10条 法第7条第1項及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可を受けた者が、し尿、浄化槽汚泥及び雑排水汚泥を収集したときは、それぞれ収集量及び料金の根拠を明示した領収書を交付しなければならない。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第11条 条例第21条第2項に規定する一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（許可の申請）

第12条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める者については、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 法人にあつては、定款の写し及び登記事項証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 事業計画書
- (5) 運搬車の自動車検査証の写し
- (6) 従業員名簿
- (7) 取扱事業所名簿
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第12号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 法人にあつては、定款の写し及び登記事項証明書
- (3) 納税証明書
- (4) 事業計画書
- (5) 従業員名簿
- (6) 取扱事業所名簿
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業

許可申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
 - (2) 法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書
 - (3) 納税証明書
 - (4) 事業計画書
 - (5) 運搬車の自動車検査証の写し
 - (6) 従業員名簿
 - (7) 取扱事業所名簿
 - (8) 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び相当の経験を有する旨を記載した書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- （平24規則25・一部改正）

（許可の基準）

第13条 法第7条第1項及び第6項並びに浄化槽法第35条第1項の規定により許可をする場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者が自ら市内で業務を実施する者であつて、かつ、市内に住所を有する者（法人にあっては、市内に主たる事務所又は営業所を有する者）であること。ただし、市長が特に必要と認める者を除く。
- (2) 申請の内容が上田市の一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- (3) 申請者が次に掲げる基準に適合し、必要な人員、運搬用具、設備器材、経済的基礎その他業務を的確に遂行できる能力を有する者であること。
 - ア 一般廃棄物収集運搬業にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第2条の2に定める基準
 - イ 一般廃棄物処分業にあっては、省令第2条の4に定める基準
 - ウ 浄化槽清掃業にあっては、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条に定める基準
- (4) 申請者が一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業にあっては法第7条第5項第4号の規定に、浄化槽清掃業にあっては浄化槽法第36条第2号の規定に該当しないこと。
（浄化槽清掃業の許可期間）

第14条 浄化槽清掃業の許可の期間は、2年とする。

（許可証の交付等）

第15条 市長は、第12条の規定により許可の申請をした者に対し適当と認める場合は、条件を付してそれぞれ一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第14号）、一般廃棄物処分業許可証（様式第15号）又は浄化槽清掃業許可証（様式第16号）及び車両鑑札（様式第17号）を交付する。

（変更の許可等）

第16条 前条の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）が、事業の範囲を変更しようとするときは、変更許可申請書（様式第18号）を市長に提出して、市長の許可を受けなければならない。

- 2 許可業者は、許可を受けた事業の全部若しくは一部を廃止したとき又は申請書の記載事項（前項に定めるものを除く。）及び添付書類の記載事項に変更があったときは、廃止・変更届出書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

（許可証の再交付）

第17条 許可業者は、一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処分業許可証又は浄化槽清掃業許可証及び車両鑑札（以下「許可証等」という。）を汚損し、又は紛失したときは、速やかにその旨を市長に届け出て許可証等の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により、許可証等の再交付を受けようとする者は、許可証等再交付申請書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第18条 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法令、条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 第13条に規定する基準に該当しなくなったとき。
- (4) 許可に付した条件に違反したとき。

(許可証等の返還)

第19条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証等を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 新たな許可証等の交付を受けたとき。
- (4) 業務を廃止したとき。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(上田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則(以下「廃止規則」という。)は、廃止する。
 - (1) 上田市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(平成6年上田市規則第16号)
 - (2) 丸子町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成12年丸子町規則第20号)
(経過措置)
- 3 この規則の施行の日の前日までに、廃止規則の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可の期間は、廃止規則に基づき許可された期間とする。
- 4 この規則の施行の日の前日までに、廃止規則に基づき作成した指定袋(事業系一般廃棄物の指定袋を除く。)は、この規則の施行後においても使用することができる。

附 則(平成20年10月1日規則第32号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第5号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月29日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。)附則第15条第1項の規定により在留カードとみなされている外国人登録証明書又は入管法等改正法附則第28条第1項の規定により特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ第3条の規定による改正後の上田市印鑑登録及び証明に関する条例施行規則様式第2号及び第4条の規定による改正後の上田市民カードの交付等に関する規則様式第2号に掲げる在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

様式第1号から様式第20号まで 略

上田市ポイ捨ての防止等に関する条例

平成18年3月6日
条例第143号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨ての防止及び飼い犬のふんの適正処理に関し必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲料を収納していた缶、瓶その他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器、ごみ箱等の所定の場所以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 事業者 市内において、容器に収納した飲料、たばこ、チューインガム等の製造又は販売を行う者をいう。
- (4) 公共の場所 道路、駅前広場、公園、緑地その他公共の用に供する場所をいう。
- (5) 飼い犬のふんの適正処理 飼い犬のふんを処理するための用具を携帯するなどして、自己が所有又は占有する飼い犬がふんをしたときに、直ちに回収し、持ち帰ることをいう。

(市の責務)

第3条 市長は、ポイ捨ての防止及び飼い犬のふんの適正処理に関し、必要な施策を実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら生じさせた空き缶等の持ち帰り及び回収容器への収納並びに飼い犬のふんの適正処理をするとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動により生ずるポイ捨てを防止するため、市民に対する啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、公共の場所においてみだりにポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬のふんの適正処理)

第7条 何人も、公共の場所において飼い犬のふんの適正処理をしなければならない。

(喫煙の制限)

第8条 何人も、公共の場所で喫煙をする場合は、ポイ捨てを防止するため、灰皿等のたばこの吸い殻を収納する容器が設置されている場所以外では喫煙をしないように努めなければならない。ただし、たばこの吸い殻を収納する容器を携帯しているときは、この限りでない。

(回収容器の設置義務)

第9条 事業者のうち、容器に収納した飲料を自動販売機により販売しようとするものは、規則で定めるところにより回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理しなければならない。

(重点区域の指定)

第10条 市長は、ポイ捨ての防止及び飼い犬のふんの適正処理を重点的に実施する必要があると認める区域を重点区域として指定することができる。

- 2 市長は、必要と認めるときは、重点区域を変更し、又は重点区域の指定を解除することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により重点区域を指定し、若しくは変更し、又は重点区域の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(指導及び勧告)

第11条 市長は、第6条又は第7条の規定に違反すると認められる者に対し、空き缶等の回収、飼い犬のふんの適正処理その他必要な措置をとるよう指導及び勧告をすることができる。

(措置命令)

第12条 市長は、前条の規定による指導又は勧告に従わない者があるときは、その者に対し指導及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第14条 第12条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の上田市ポイ捨ての防止等に関する条例（平成15年上田市条例第32号。次項において「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

上田市ポイ捨ての防止等に関する条例施行規則

平成18年3月6日

規則第101号

改正 平成28年3月25日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、上田市ポイ捨ての防止等に関する条例(平成18年上田市条例第143号。以下「条例」という。)第13条の規定により、ポイ捨ての防止等に関し必要な事項を定めるものとする。

(回収容器)

第2条 条例第9条に規定する回収容器(以下「回収容器」という。)は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他のもので、容易に破損しないものであること。
- (2) 安定性があり、かつ、投入が容易なものであること。
- (3) 容積は、空き缶等の散乱を防止するために十分な大きさを有していること。
- (4) 缶、瓶及びその他の容器の別に区分できるもので、それぞれの表示があること。

2 回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で、空き缶等の投入に支障のない位置に設置しなければならない。

(措置命令)

第3条 条例第12条の規定による命令は、命令を受けるべき者に対し、措置命令書(別記様式)を交付して行うものとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月6日から施行する。

附 則(平成28年3月25日規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式 略

上田市深夜営業騒音に関する規制に係る立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則

平成18年3月6日
規則第107号

公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号。以下「県条例」という。）及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の規定に基づき、県条例第55条第1項に規定する立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成18年3月6日から施行する。

別記様式

(表)

第 号
公害の防止に関する条例第55条第2項の規定による身分証明書
所 属 職 名 氏 名
年 月 日交付
上田市長 印

120mm

80m
m

(裏)

公害の防止に関する条例抜粋

第55条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者に対し、その施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる施設等の場所に立ち入り、必要な施設、書類等の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第58条

5 第55条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

上田市開発事業の規制に関する条例

平成18年3月6日
条例第148号

(趣旨)

第1条 この条例は、無秩序な開発を規制し、住みよい環境の整備と自然環境を保護するため、必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 開発事業の規制は、無秩序な開発を防ぎ、自然の摂理のもとに自然と人間の健全な調和を図り、もって理想的な生活環境の保全のため遂行されるものとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発 宅地の造成、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する特定工作物の設置、土地の開墾、木竹の伐採、丘陵又は山の土砂の採取その他土地の区画形質の変更をいう。
- (2) 事業主等 開発を行う者をいう。
- (3) 事業場 開発を実施している場所をいう。

(開発行為の届出)

第4条 都市計画区域内において、規則で定める規模の開発を実施しようとする事業主等は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、その行為を変更しようとするときも同様とする。
- 3 国又は地方公共団体が前2項の規定に該当する行為をしようとするときは、市長に通知することをもって足るものとする。

(環境保全の指導及び勧告)

第5条 市長は、環境保全のため必要があると認めるときは、事業主等が実施しようとする行為又は実施中の行為に対し、当該行為を制限し、又は必要な措置をとるべきことを指導し、及び勧告することができる。

(公共施設等の整備)

第6条 市長は、計画的な開発による良好な住宅地等の形成を図るため、事業主等が設置すべき公共施設等の設置基準を定めるものとする。

- 2 開発を実施する事業主等は、前項の設置基準の達成に努めるとともに市長その他の行政機関に協力しなければならない。

(違反者に対する命令等)

第7条 市長は、第4条の規定による届出をしないで開発を実施し、又は実施しようとしている事業主等及び第5条の規定による指導又は勧告に従わない事業主等に対し、当該事業の停止、変更等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の聴取)

第8条 市長は、この条例の施行に関し、必要な限度において事業主等から報告をさせることができる。

(立入調査、立入検査等)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業場に立ち入らせ、調査させ、若しくは検査させ、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査、立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 関係者は、第1項に規定する立入調査、立入検査等に協力しなければならない。

(事業主等の生活妨害の防止義務)

第10条 事業主等は、その開発の行為に関し、運行する自動車等による近隣住民に対する生活妨害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(文化財の発見)

第11条 事業主等は、開発に当たり文化財を発見したときは、速やかに上田市教育委員会に報告し、その保存、管理等について協力しなければならない。

(開発協定の締結)

第12条 第4条の規定による開発を実施しようとする事業主等は、第2条の開発事業の規制に関する基本理念にのっとり、開発について、市長と協定を結ばなければならない。

2 事業主等は、前項の規定により締結した協定を忠実に守らなければならない。

3 第1項に規定する協定については、市長が定める。

(適用除外)

第13条 次に掲げる事業には、第4条から第8条までの規定は、適用しない。

(1) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定による採取計画の認可を受けた事業

(2) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定による採取計画の認可を受けた事業

(3) 都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けた事業

(4) 前3号に準ずるものとして市長が認めるもの

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第15条 第7条による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第16条 第4条による届出をしないで開発を実施した者は、5万円以下の罰金に処する。

第17条 第9条による立入調査若しくは立入検査を拒み、又は妨げた者は、1万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の開発事業の規制に関する条例(昭和48年上田市条例第67号。以下「合併前の条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

上田市開発事業の規制に関する条例施行規則

平成18年3月6日

規則第108号

改正 平成27年9月1日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、上田市開発事業の規制に関する条例（平成18年上田市条例第148号。以下「条例」という。）第14条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開発の基準)

第2条 条例第4条第1項の規則で定める規模は、土地の利用上一体と見なせる範囲で設定された区域で、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地の造成については、その規模が3,000平方メートル以上のもの又は建築計画戸数が11戸以上の集団住宅建設のもの
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する特定工作物の設置を目的とするものについては、その規模が3,000平方メートル以上のもの
- (3) 土地の開墾については、その規模が3,000平方メートル以上のもの
- (4) 木竹の伐採については、その規模が3,000平方メートル以上のもの
- (5) 丘陵又は山の土砂の採取については、その採取量が5,000立方メートル以上のもの又は採取を行うがけ面積が500平方メートル以上のもの
- (6) 太陽光発電設備の設置（土地に自立して設置するものに限る。）を目的とするものについては、その規模が1,000平方メートル以上、かつ、発電出力50キロワット以上のもの

(平27規則26・一部改正)

(開発行為の届出)

第3条 条例第4条第1項の規定により、開発実施の届出をしようとする事業主等は、開発行為を実施する前に開発事業届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業計画届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 総括事業計画書（様式第2号）
- (2) 設計図
- (3) 工事中の騒音及び振動に関する排除施設の設置並びにその騒音及び振動の防除の方法等に関する計画書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項の規定にかかわらず、前条第6号に規定する開発を実施しようとする事業主等は、上田市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱（平成27年告示第120号）に基づき開発行為の届出を行うものとする。

(平27規則26・一部改正)

(完了届出書)

第4条 事業主等は、前条の届出に係る事業が完了したときは、速やかに開発事業完了届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(公共施設及び公益施設の設置基準)

第5条 条例第6条第1項に規定する事業主等が設置すべき公共施設の設置基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定による設置基準により設置すべき施設は、通行、日照、通風、排水等を考慮し、当該施設の目的に即した最も効果的な位置に設置しなければならない。

3 地理的又は社会的条件により、市長が特に認めるときは、第1項の規定を適用しないことができる。

(用地及び施設の寄附手続)

第6条 条例第6条第1項に規定する用地及び施設を市に寄附しようとするときは、工事^{しゆん}竣工後、市の立会検査を受け、諸手続完了後に引き渡すものとする。

(防災等の措置)

第7条 事業主等は、開発行為により周辺地域にがけ崩れ、出水又は土砂の流出による災害が生じないように擁壁その他の土留施設等の設置について、安全上必要な措置を講じなければならない。

2 工事の休止又は廃止をしようとするときは、既に施工された工事によって周辺地域住民に被害を

及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。

(身分証明書)

第8条 条例第9条第2項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。

(補則)

第9条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月6日から施行する。

附 則(平成27年9月1日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の上田市開発事業の規制に関する条例施行規則の規定は、平成28年1月1日以後に工事着工する開発行為について適用し、同日前に工事着工した開発行為については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

公共施設

1 道路

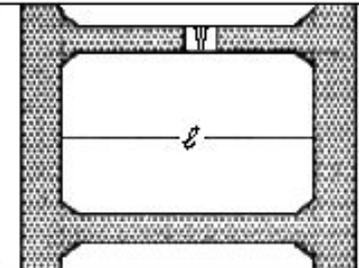
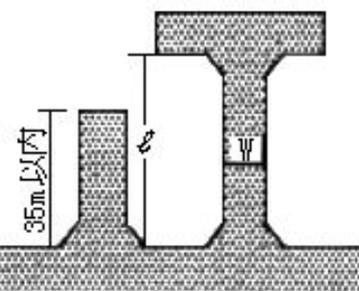
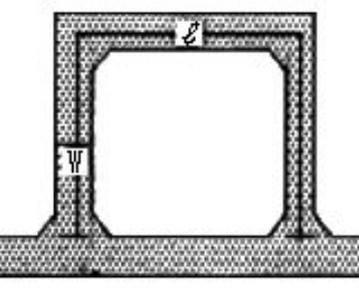
(1) 都市計画道路 開発区域内に都市計画路線のある場合は、その計画に必要な用地を確保すること。

(2) 接続道路 開発区域は幅員6メートル以上の道路と、開発区域内の主要な道路は区域外の幅員6.5メートル以上の道路と接続していること。ただし、開発の規模、付近の状況等により、やむを得ないと認められるときは、車両の安全な通行に支障がない道路(県道、市道、開発許可を受けた道路、道路指定を受けた道路及び幅員4メートル以上の農道)に接続していること。

(3) 4メートル未満の市道に隣接して開発を実施する場合において、当該市道に開発区域又は区域内道路を接続するとき 市道の有効幅員を4メートル以上(市道改修計画がある場合は、これに適合させること。)とし、側溝を設けること。

(4) 開発区域内道路 開発区域内道路は、袋路状でなく区域境まで延長すること。

(5) 道路の整備 開発区域内の道路は、幅員6メートル以上とし、中級以上の舗装をすること。ただし、次表に掲げる道路については、有効幅員4メートル以上とすることができる。

	延長 (ℓ)	$\ell < 70$	$70 \leq \ell < 120$	$120 \leq \ell$
	道路幅員 (W)	$W \geq 4.5$	$W \geq 5.0$	$W \geq 6.0$
	延長 (ℓ)	$\ell < 35$	$35 \leq \ell < 60$	$60 \leq \ell$
	道路幅員 (W)	$W \geq 4.5$	$W \geq 5.0$	$W \geq 6.0$
	延長 (ℓ)	$\ell < 100$	$100 \leq \ell$	
	道路幅員 (W)	$W \geq 5.0$	$W \geq 6.0$	

備考

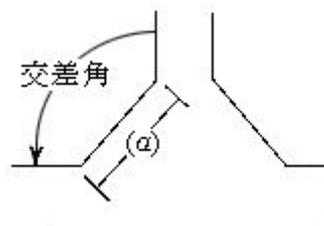
- 1 単位は、メートルとする。
- 2 4.5メートル道路の有効幅員は、4メートル以上とする。
- (6) 道路の角切 道路の交差部分には、次表に定める角切を設けること。

(単位 m)

道路幅員	4.5	5.0	6.0	8.0	9.0	12.0
4.5	4・3・2	4・3・2	4・3・2	4・3・2	4・3・2	5・4・3
5.0	4・3・2	4・3・2	4・3・2	4・3・2	4・3・2	5・4・3
6.0	4・3・2	4・3・2	6・5・4	6・5・4	6・5・4	6・5・4
8.0	4・3・2	4・3・2	6・5・4	6・5・4	6・5・4	6・5・4
9.0	4・3・2	4・3・2	6・5・4	6・5・4	6・5・4	6・5・4
10.0	5・4・3	5・4・3	6・5・4	6・5・4	6・5・4	8・6・5

備考

- 1 交差角が60度前後のときは、欄中左掲の長さの角切とし、交差角が90度前後のときは、欄中掲の長さの角切とし、交差角が120度前後のときは欄中右掲の長さの角切とする。
- 2 右図中(a)は、角切の長さを示す。



- (7) 道路の標準断面は、別図のとおりとすること。
- (8) 道路こう配 道路の縦断こう配は、原則として9パーセント以下とし、小区間で交通安全上支障がない場合は、12パーセントまでとすること。
- (9) 既存道路の取扱い 開発区域内に既存の道路があるときは、当該道路の取扱いについては、道路管理者の指示によること。
- (10) 路面排水施設 雨水等により流入が予想される最大排水量を基準とし、コンクリート側溝

とすること。

2 交通安全施設等

(1) 交通安全施設 カーブミラー、ガードレール、街路灯又は防犯灯の設置については、市と協議の上整備すること。

(2) 駐車施設 中高層住宅の場合は、その計画世帯数又は計画戸数の3分の1以上の数の普通自動車を収容できる駐車場を設けること。

3 下水施設

(1) 開発区域が公共下水道の排水区域内であるときは、当該施設を利用するものであること。

(2) 開発区域が前号以外であるときは、下水道施設の計画及び設計に当たっては、市と十分に協議し、処理施設及び関連施設の維持管理とともに事業主の負担において行うこと。

4 給水施設 給水施設は、水道事業管理者の指示に従い設置すること。

5 消防施設

(1) 消火栓等 消火栓及び防火水槽は、消防長の指示に従い設置すること。

(2) 水利標識 開発区域内に設置した消防水利には、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第34条の2又は消防長が定める水利標識を設置すること。

6 清掃 ごみ処理は、そのごみの集積場所を収集作業に便利な場所に設置するものとし、その場所については、市長の指示に従うこと。

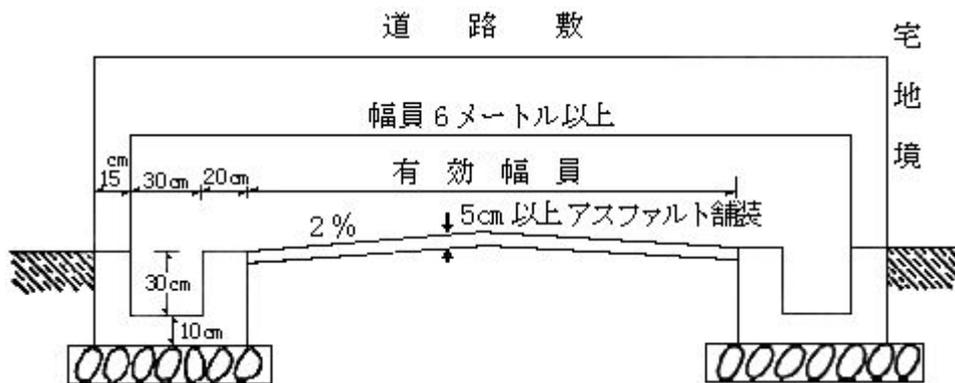
7 公園及び緑地

(1) 都市計画公園 開発区域内に都市計画決定がされている公園及び緑地がある場合は、その計画に適合するよう用地を確保すること。

(2) 公園及び緑地 宅地の造成の場合は、開発総面積の3パーセント以上の公園用地又は緑地用地を確保し、整地ののち金網等のさくを設け、境界を明確にし、植栽その他の整備をすること。なお、中高層建築物以外の建築物を建設する場合は、開発総面積の3パーセント以上かつ計画人口(算定基準1戸当たり2.5人)1人当たり3平方メートル以上とすること。

(3) 緑化の推進 樹木の植栽は、3.3平方メートルに対し、1本の割合で事業主の負担により植樹をすること。なお、樹種、大きさ等については、市と協議すること。

別図 道路標準断面



様式第1号から様式第4号まで 略

上田市空き地の環境保全に関する条例

平成18年3月6日
条例第149号

(目的)

第1条 この条例は、空き地の不良状態が生活環境に及ぼす被害を防止し、安全でゆとりある快適な環境及び良好な景観又は風致を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き地 宅地化された空き地その他の空闲地をいう。
- (2) 不良状態 空き地に雑草（これに類するかん木を含む。以下同じ。）が繁茂し、若しくは枯草が密集して放置され、又は空き地が整備されていない状態で、これらの状態が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 犯罪又は災害等の発生を誘発するおそれがあるとき。
 - イ 人の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。
 - ウ 周囲の美観を著しく害するとき。
 - エ 周囲の耕作物に著しい被害を与えるとき。

(所有者等の義務)

第3条 空き地の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地が不良状態にならないよう適正に管理しなければならない。

- 2 所有者等は、空き地へ投棄された廃棄物を除去し、及び投棄を防止するための措置を講ずるとともに、当該空き地の近隣住民の生活環境を害さないよう適切に管理しなければならない。
- 3 所有者等は、空き地を物置場、駐車場等として利用し、又は利用させている場合は、その置かれた物により当該空き地の近隣住民の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は生活環境を害するおそれのないよう当該物又は当該空き地を適正に管理しなければならない。
- 4 所有者等は、自己の住所、氏名、連絡先を記載した標識を当該空き地に設置しなければならない。

(勧告)

第4条 市長は、空き地が不良状態になるおそれがあると認めるとき、又は不良状態であると認めたとき、若しくは前条第2項若しくは第3項の規定に違反して当該空き地の近隣住民の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は生活環境を害するおそれがあると認めるときは、当該所有者等に対し、雑草若しくは枯草、廃棄物又は置かれた物（以下「雑草等」という。）の除去その他これらの規定に対する違反を是正するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(措置命令)

第5条 市長は、前条の規定による勧告に従わない者があるときは、当該所有者等に対し、雑草等の除去その他空き地の整備について必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(空き地の活用)

第6条 市長は、所有者等と協議し、当該空き地を公共の福祉のため活用することができる。

(立入調査、立入検査等)

第7条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に空き地に立ち入らせ、その状況を調査させ、若しくは検査させ、又は関係者に対し、必要な指示若しくは指導を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査、立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 関係者は、第1項に規定する立入調査、立入検査等に協力しなければならない。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第9条 第5条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第10条 第7条の規定による立入調査又は立入検査を拒んだ者は、1万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前のあき地の環境保全に関する条例（昭和48年上田市条例第70号。以下「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

上田市空き地の環境保全に関する条例施行規則

平成18年3月6日
規則第109号

(趣旨)

第1条 この規則は、上田市空き地の環境保全に関する条例（平成18年上田市条例第149号。以下「条例」という。）第8条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(除去の委託)

第2条 空き地の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、空き地が条例第2条第2号に規定する不良状態であって、当該空き地の不良状態を除去し、又は整備することができないときは、当該空き地の不良状態の除去又は整備の業務（以下「整備業務」という。）を市に委託することができる。

(委託費)

第3条 前条に規定する整備業務の委託費は、当該整備業務に要する費用とする。

(申込み)

第4条 第2条の規定により、整備業務を委託しようとする者は、空き地整備業務委託申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する空き地整備業務委託申込書の提出があった場合は、当該空き地を調査し、受託すべきものと決定したときは、当該申込者に対し委託費の額を記載した空き地整備業務受託承諾通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(納期)

第5条 前条第2項の規定により、空き地整備業務受託承諾通知書を受けた者は、市長が定める期日までに委託費を納入しなければならない。

(標識)

第6条 条例第3条第4項の規定により設置する標識は、当該空き地が接する道路（接する道路がない場合は、最も近い道路）に面して設置しなければならない。

(活用の方法)

第7条 条例第6条の空き地の活用とは、次に掲げる用途で公共の利用に供することをいう。

- (1) 憩いの場所
- (2) 子供の遊び場
- (3) その他公共的性格を有するもの

(利用協定)

第8条 市長は、所有者等から空き地の利用提供の申出があったときは、当該空き地を調査し、利用についての協定を結ぶものとする。

(表示)

第9条 市長は、前条の規定による利用の協定が結ばれたときは、当該空き地に公共の利用に供する旨の表示をするものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第7条第2項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）とする。

附 則

この規則は、平成18年3月6日から施行する。

様式第1号から様式第3号まで 略

上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例

平成18年3月6日
条例第150号

(趣旨)

第1条 この条例は、上田市環境基本条例（平成11年上田市条例第20号）の規定に基づき緑化の推進及び樹木等の保全に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 緑化の推進及び樹木等の保全は、豊かな自然環境が健康で文化的な市民生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、良好な景観又は風致を維持し、緑豊かなまちづくりを図るため、市と市民が一体となって遂行されなければならない。

(緑化推進の施策)

第3条 市長は、良好な環境を確保するため、自然環境の保護及び公園緑地、道路、学校、保育所その他の公共用地の緑化に努めるとともに緑化の推進に関し必要な施策を実施しなければならない。

2 市長は、市民（市内に土地を所有し、又は土地を管理している者で市外に居住するものを含む。以下同じ。）又は事業者が行う緑化に関する事業に対し、必要な指導又は助言を行わなければならない。

(市民の協力)

第4条 市民は、自ら自然環境の保護及び居住地等の緑化に努めるとともに、市長が実施する緑化に関する施策に協力して緑化の推進に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の協力)

第5条 事業者は、その事業活動により、自然環境を損なうことのないように努め、当該事業所の敷地内に緑地を確保して樹木を植栽する等、積極的に緑化に努めるとともに、緑化の推進に関し、市に協力しなければならない。

(保存樹木等の指定)

第6条 市長は、良好な環境を確保するため、又は良好な景観又は風致を維持するため必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹木等」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をするときは、あらかじめその旨を当該保存樹木等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、次の各号に掲げる樹木又はその集団については適用しない。

(1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項、第110条第1項又は第182条第2項の規定により指定された樹木又はその集団

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の規定により指定された保安林に係る樹木の集団

(3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域として指定された区域内に所在する樹木又はその集団

(4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項、第22条第1項又は第45条第1項の規定により指定された区域内に所在する樹木又はその集団

(5) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木又はその集団で前各号に掲げるもの以外のもの

(標識の設置)

第7条 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、規則で定めるところにより、これを標示する標識を設置しなければならない。

2 保存樹木等の所有者等は、正当な理由がない限り前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、又は損壊してはならない。

(所有者等の保護義務等)

第8条 保存樹木等の所有者等は、保存樹木等の枯損の防止その他その保護に努めなければならない。

2 所有者等は、保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 所有者等は、保存樹木等を伐採し、若しくは移植し、又は他に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

4 何人も、保存樹木等がたいせつに保存されるよう協力しなければならない。

(変更措置)

第9条 市長は、前条第3項の届出があった場合は、保存樹木等を保存する観点からその変更を求めることができる。

(指定の解除)

第10条 市長は、保存樹木等が第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は保存樹木等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。

2 市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、保存樹木等の指定を解除することができる。

3 所有者等は、市長に対し指定を受けた保存樹木等について前項の規定による指定の解除をすべき旨を申し出ることができる。

4 第6条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定により指定を解除する場合について準用する。
(保存樹木等に係る行為の制限)

第11条 何人も、保存樹木等を損傷し、又はその保護に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、規則で定める行為につき、市長の許可を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 通常管理行為及び軽易な行為

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

3 前項第2号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

4 第1項ただし書の許可には、保存樹木等を保護するために必要な限度において条件を付することができる。

(指導又は助言)

第12条 市長は、所有者等に対し、保存樹木等の枯損の防止その他保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、所有者等に対し保存樹木等の保存に関し、必要な勧告をすることができる。

(原状回復命令等)

第14条 市長は、保存樹木等を保護するため特に必要があると認めるときは、第11条第1項の規定又は同条第4項の許可の条件に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保存樹木等の所有者等に必要な事項を報告させることができる。

2 市長は、職員に保存樹木等に立ち入らせ、行為の状況を調査させ、又は検査させることができる。

3 前項の規定により、立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(損失の補償)

第16条 市は、第11条第1項ただし書の許可を得られないため、又は同条第4項の規定によりその許可に条件を付されたため、損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(補助)

第17条 市長は、保存樹木等の保存に関し、必要があると認めるときは、予算の範囲内で当該保存に係る費用を補助することができる。

(台帳)

第18条 市長は、保存樹木等に関する台帳を作成し、これを保存しなければならない。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第20条 第14条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

第21条 第11条第1項の規定に違反した者は、1万円以下の罰金に処する。

第22条 第8条第2項若しくは第3項若しくは第11条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届

出をした者は、科料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに、合併前の緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（昭和48年上田市条例第69号。次項において「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例施行規則

平成18年3月6日

規則第110号

改正 平成23年3月28日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、上田市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例（平成18年上田市条例第150号。以下「条例」という。）第19条の規定により、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(緑の委員会)

第2条 市長は、緑化推進の施策を実施するため、緑の委員会を設置する。

2 緑の委員会は、委員15人以内で組織し、関係官公庁及び市の職員のうちから市長が委嘱する。

(緑化推進の施策)

第3条 条例第3条第1項の規定による緑化の推進に関し、市長が実施する施策は、次のとおりとする。

(1) 緑の団地の造成 広範囲の森を造成すること。

(2) 種苗の育成 種苗圃^ほを設け、樹種の採取、樹苗の育成を図ること。

(3) 樹種の選定 郷土に適した樹種及び緑化の目的に即した樹種を選定すること。

2 条例第3条第2項の規定による指導又は助言は、次のとおりとする。

(1) 住宅専用地域の緑化に関すること。

(2) 神社、仏閣等の緑化に関すること。

(3) 工場及び商業団地周辺の緑化に関すること。

(4) 前3号以外の地域の緑化に関すること。

(5) 病虫害の防除に関すること。

(6) 樹木等の育成についての技術的指導に関すること。

(緑化協定)

第4条 市長は、必要に応じ、工場又は事業場等の管理者と緑化について協定を結ぶことができる。

(区域別による保存樹木等の指定基準)

第5条 条例第6条第1項の基準は、次のとおりとする。

(1) 樹木については、地上1.5メートルにおける幹の周囲が2.5メートル以上のもの

(2) 樹林については、次のいずれかに該当するもの

ア 樹林の存する土地の面積が330平方メートル以上であるもの

イ 景観に調和した樹木の集団であるもの

ウ その他歴史上又は美観上保存すべき必要のあるもの

2 保存樹木等の指定は、緑の委員会において所有者等と協議して決定するものとする。

3 前項の規定により、保存樹木等として決定したときは、保存樹木等指定書（様式第1号）を所有者等に交付するものとする。

(標識)

第6条 条例第7条第1項の規定による保存樹木等の指定により表示する標識は、保存樹木等指定標識（様式第2号）とする。

(保護義務等の届出)

第7条 条例第8条第2項の規定による届出は、保存樹木等／滅失／枯死／届出書（様式第3号）とする。

2 条例第8条第3項の規定による届出は、保存樹木等／伐採／移植／譲渡／届出書（様式第4号）とする。

(指定解除通知書等)

第8条 条例第10条第1項及び第2項の規定による通知は、保存樹木等指定解除通知書（様式第5号）とする。

2 条例第10条第3項の規定による届出は、保存樹木等指定解除届出書（様式第6号）とする。

(保存樹木等に係る行為)

第9条 条例第11条第1項の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 公共上やむを得ない行為

- (2) 病虫害の防除
- (3) 樹勢の回復を図る行為
(行為申請書)

第10条 前条各号に掲げる行為をなす保存樹木等の所有者等は、保存樹木等行為申請書(様式第7号。以下「申請書」という。)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(行為許可書)

第11条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該保存樹木等を調査し、保存樹木等行為許可書(様式第8号)を申請者に交付するものとする。

(非常災害のための保存樹木等の行為届)

第12条 条例第11条第3項の規定による届出は、非常災害による保存樹木等の行為届出書(様式第9号)とする。

(指導又は助言)

第13条 条例第12条の規定による指導及び助言は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 病虫害の防除に関すること。
- (2) 育成における肥培管理に関すること。
- (3) 育成における^{せん}剪定に関すること。
- (4) その他保存樹木等の保存及び育成上の技術的なことに関すること。

(身分証明書)

第14条 条例第15条第3項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第10号)とする。

(損失の補償額)

第15条 条例第16条の規定による補償額の算定は、緑の委員会において調査し、算定するものとする。

(台帳)

第16条 条例第18条の規定による台帳は、保存樹木等指定台帳(様式第11号)とする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月6日から施行する。

附 則(平成23年3月28日規則第15号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号から様式第11号まで 略

上田市中高層建築物に関する指導要綱

平成22年11月30日
告示第206号

上田市中高層建築物に関する指導要綱（平成18年告示第73号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、市内における中高層建築物の建築に係る計画（以下「建築計画」という。）の事前公開、事前説明等に関し必要な事項を定め、建築主等に協力を求めることにより、地域における良好な住環境を確保し、都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中高層建築物 高さが12.5メートルを超える建築物（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては、15メートルを超える建築物）をいう。
- (2) 建築主等 中高層建築物の建築主、設計者、工事監理者及び工事施工者をいう。
- (3) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。

ア 中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が、当該中高層建築物の高さの2倍に相当する距離（その距離が50メートル未満のときは、50メートル）の範囲内に土地又は建物を所有する者及び居住する者並びに当該範囲内の自治会の代表者

イ 中高層建築物の建築により、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に、当該中高層建築物の平均地盤面の高さの水平面に1時間以上日影（当該中高層建築物に附属する看板、広告塔その他これらに類する工作物による日影を含む。）を生ずる範囲内に土地又は建物を所有する者及び居住する者

ウ 中高層建築物の建築により、テレビ等の電波受信に著しい障害を受けると予測される者

エ 中高層建築物の建築に伴う工事中の騒音、振動等により著しい被害を受けると予測される者

- (4) 確認申請等 法第6条第1項の規定による確認申請、法第6条の2第1項の規定による確認申請又は法第18条第2項の規定による通知をいう。
- (5) 紛争 中高層建築物の建築により、建築主等と近隣関係者との間に生じる住環境に関する紛争をいう。

（当事者の責務）

第3条 建築主等は、建築計画の策定及び工事の実施に当たっては、別に定める中高層建築物建築指導指針に沿った適切な措置を講じ、周辺の住環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、近隣関係者と十分協議し、良好な近隣関係を損なわないよう努めるものとする。

2 建築主等及び近隣関係者（以下「当事者」という。）は、紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めるものとする。

（市の責務）

第4条 市長は、中高層建築物の建築に際し、安全で快適な住環境の保全及び形成が図れるよう努めるとともに、紛争が生じたときは、適切な調整に努めるものとする。

（建築計画の通知）

第5条 建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、確認申請等を行う45日前までに、計画通知書（様式第1号）に次に掲げる図書を添えて、市長に通知するものとする。

- (1) 位置図（縮尺2,500分の1程度）
- (2) 計画概要図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）

（建築計画の事前公開）

第6条 建築主は、近隣関係者に建築計画を事前に公開するため、確認申請等を行う30日以上前から工事着工の日まで、建築予定地内の道路に面した見やすい場所に標識（様式第2号）を設置するものとする。

2 建築主は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかに標識設置届（様式第3号）に標識設置箇所位置図を添えて、市長に届け出るものとする。

（建築計画の事前説明）

第7条 建築主は、前条第1項の規定による標識の設置後速やかに、説明会等の実施により、近隣関係者に次に掲げる事項を説明し、近隣関係者の合意が得られるよう努めるものとする。

- (1) 建築計画の内容
 - (2) 中高層建築物による日照障害の程度及びその対策
 - (3) 中高層建築物による電波障害の程度及びその対策
 - (4) 中高層建築物による通風妨害の程度及びその対策
 - (5) 中高層建築物による騒音及び振動の程度及びその対策
 - (6) 中高層建築物によるプライバシー侵害の程度及びその対策
 - (7) 工事中の騒音及び振動についての対策並びに道路交通上の危険に対する防護措置
 - (8) 資材、廃材、土砂等の管理方法
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、中高層建築物の建築により周囲の住環境に及ぼす影響及びその対策
- 2 建築主は、前項の規定による説明会等の実施後において、近隣関係者から再度説明を求められたときは、これに応じ、近隣関係者との間で十分な話し合いの機会を設けるものとする。
- 3 建築主は、前2項の規定による説明会等を実施したときは、確認申請等を行う15日前までに、報告書（様式第4号）に次に掲げる図書を添えて、市長に報告するものとする。
- (1) 説明会等経過報告（様式第5号）
 - (2) 等時間日影図
 - (3) 近隣関係者範囲図（公図写し及び位置図に範囲がわかるように記載したもの）
 - (4) 近隣関係者一覧表（様式第6号）
 - (5) 計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）

（紛争の調整）

第8条 市長は、当事者による紛争の自主的解決に至らなかった場合において、当事者の双方又は一方から紛争について調整の要請があったときは、必要に応じ当該紛争の調整を行うものとする。

2 市長は、紛争の調整のため必要があると認めるときは、建築主等に対し、期間を定めて工事着手の延期又は工事の停止を要請することができる。

3 市長は、紛争の調整を行った結果、当事者の間に合意が成立する見込みがないと認めたときは、調整を打ち切ることができる。

（適用除外）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、この告示の規定は、適用しない。

(1) 法第85条に規定する仮設建築物を建築するとき。

(2) 建築物を増築又は改築する場合であつて、当該増築又は改築に係る部分の建築物の高さが12.5メートル以下（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域にあつては、15メートル以下）のとき。

(3) 国又は地方公共団体が建築物を建築するとき。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成23年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の上田市中高層建築物に関する指導要綱の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式 略

丸子町雑排水等の処理に関する条例（暫定施行）

昭和52年7月5日

条例第23号

改正 昭和55年12月24日条例第46号

昭和57年9月29日条例第31号

昭和60年3月27日条例第3号

平成3年9月24日条例第43号

平成4年6月30日条例第23号

平成10年3月25日条例第10号

平成21年12月18日条例第38号

（目的）

第1条 この条例は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第29条の規定により、丸子町に住居を有する事業所（他の法令等に定めのある場合を除く。）、住宅及び集合住宅から公共水域に排出される水の排出を規制することに関し必要な事項を定め、もって町民の快適な生活環境を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共水域 河川、湖沼、地下水その他公共用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
- (2) 事業所 物の生産又はサービスの提供等を業として行う個々の場所であつて、住宅以外のすべてのものをいう。
- (3) 住宅 一の世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建築され、若しくは、改造された建物又は建物の一部をいう。
- (4) 集合住宅 一団の土地の上に作る住宅で、その数が10以上で個々の独立した住宅以外のものをいう。
- (5) 雑排水等処理施設 事業所、住宅及び集合住宅から事業活動又は人の活動に伴って排水される水を処理するための施設をいう。
- (6) 雑排水汚泥 雑排水等処理施設内に溜まる沈澱物及び浮遊物をいう。

第3条から第6条まで 削除

（雑排水汚泥の処理基準）

第7条 雑排水等処理施設を設置若しくは利用している者は、規則で定める基準に従い自ら雑排水汚泥の処理を行わなければならない。

- 2 前項に定める処理は、第14条に定める者に委託することができる。ただし、次条に定める雑排水汚泥処理場の処理機能を損うおそれのある雑排水汚泥は、委託することができない。

（雑排水汚泥処理場の設置）

第8条 雑排水等処理施設から収集された雑排水汚泥を処理するため、雑排水汚泥処理場を設置する。

- 2 雑排水汚泥処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丸子町雑排水汚泥処理場	丸子町大字御嶽堂1番地の2

（利用者の範囲）

第9条 丸子町雑排水汚泥処理場（以下「処理場」という。）を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第14条の許可を受けて雑排水汚泥の収集、運搬を業として行う者

（使用料）

第10条 処理場の使用料は、別表第1のとおりとする。

第11条から第13条まで 削除

（雑排水汚泥収集業の許可）

第14条 雑排水汚泥の収集、運搬を業として行う者（以下「雑排水汚泥収集業者」という。）は、規則で定める申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付する。

- 3 許可の有効期間は、1年とする。
- 4 町長は、第1項の許可に条件を付することができる。
(許可申請手数料)

第15条 雑排水汚泥収集業の許可申請手数料等は、次のとおりとする。

- (1) 雑排水汚泥収集業許可申請手数料 1件につき1,200円
- (2) 雑排水汚泥収集業許可証再交付申請手数料 1件につき1,200円
(許可証の返納)

第16条 雑排水汚泥収集業者は、許可の有効期間が満了し、若しくはその業を休廃止したとき又は第20条の規定により許可を取り消されたときは、当該期日から7日以内に許可証を返納しなければならない。

(営業の休廃止)

第17条 雑排水汚泥収集業者は、その業を休止し、若しくは廃止しようとするときは、休止し、若しくは廃止しようとする日から、30日前に町長に届出なければならない。

(雑排水汚泥の衛生的処理)

第18条 雑排水汚泥収集業者は、規則で定める基準に従い衛生的に雑排水汚泥を収集しなければならない。

- 2 収集した雑排水汚泥は、処理場で処理しなければならない。

(料金の徴収)

第19条 雑排水汚泥収集業者が雑排水汚泥の収集に関し徴収することができる手数料は、別表第2に定める額を超えることはできない。

(許可の取消等)

第20条 町長は、雑排水汚泥収集業者が第14条第4項の許可の条件に違反したとき若しくは第18条又は前条の規定に違反したときは、その改善を命令することができる。

- 2 町長は、前項の規定による改善命令を受けたにもかかわらず、なお継続してこれらの違反を雑排水汚泥収集業者が行う場合には、その許可を取消し、又は期間を定めてその営業の停止を命令することができる。

(補則)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に建築された事業所、住宅、住宅団地及び集合住宅については、規則で定める排水基準に適合する雑排水等処理施設を可及的速やかに設置しなければならない。

附 則(昭和55年12月24日条例第46号)

改正 昭和60年3月27日条例第3号

- 1 この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年9月29日条例第31号)

- 1 この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行日前に住宅団地の造成事業に着手した者については、この条例の施行後もなお従前の例による。

附 則(昭和60年3月27日条例第3号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(平成3年9月24日条例第43号)

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成4年6月30日条例第23号)

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日条例第10号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月18日条例第38号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この条例の施行前に、附則第2項の規定による廃止前の上田市公害防止条例、丸子町公害防止条例若しくは武石村公害防止条例、附則第3項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

区分	使用料
1,800l当たり	890円

別表第2（第19条関係）

区分	金額	附加料金
事業所に設置する排水処理施設	18lにつき 270円	1 ホース30メートルを超えるとき 1件につき150円
集合住宅に設置する集合処理施設	18lにつき 170円	2 ホース60メートルを超えるとき 1件につき340円
住宅ごとに設置する雑排水簡易浄化槽	100lまで 1,150円	
	100lを超え250lまで 1,850円	
	250lを超える分 18lにつき 170円	

丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則（暫定施行）

昭和52年9月1日

規則第7号

改正 昭和55年12月24日規則第18号

昭和57年9月29日規則第13号

平成21年12月18日規則第38号

（趣旨）

第1条 この規則は、丸子町雑排水等の処理に関する条例（昭和52年丸子町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（雑排水汚泥の自己処理基準）

第3条 条例第7条第1項に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 原則として土地還元によること。
- (2) 雑排水汚泥が飛散し、若しくは流出しないようにすること。
- (3) 悪臭が発生しないようにすること。
- (4) カ、はえ等の衛生害虫が発生しないようにすること。

第4条及び第5条 削除

（雑排水汚泥収集業の許可）

第6条 条例第14条第1項に定める申請書は、雑排水汚泥収集業許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第14条第2項に定める許可証は、雑排水汚泥収集業許可証（様式第3号）とする。

（営業の休廃止）

第7条 条例第17条で定める届出は、雑排水汚泥収集業休（廃）止届（様式第4号）によるものとする。

（収集の基準）

第8条 条例第18条第1項に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 雑排水汚泥の収集運搬に当たっては、雑排水汚泥が飛散し、若しくは流出しないようにすること。
- (2) 運搬車及び運搬容器は、雑排水汚泥が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのないものであること。

（遵守事項）

第9条 雑排水汚泥収集業者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 業に従事するときは許可証を携行し、関係者から請求があったときは、直ちに呈示しなければならない。
- (2) 許可証は、他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

（営業の現況報告）

第10条 雑排水汚泥収集業者は、毎月15日までに前月の搬入戸数及び投入量を搬入戸数等報告書（様式第5号）により町長に報告するものとする。

（書類の提出）

第11条 条例及びこの規則に基づき町長に提出する書類は、2部とする。

附 則

この規則は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月24日規則第18号）

- 1 この規則は、昭和56年1月1日から施行する。
- 2 丸子町組織規則（昭和47年丸子町規則第5号）の一部を次のように改正する。

第20条の5の次に次の2条を加える。

（雑排水汚泥処理場の目的及び業務）

第20条の6 雑排水汚泥処理場は、町民の快適な生活環境を保持するため雑排水等処理施設から収集された雑排水汚泥を処理するところとする。

（雑排水汚泥処理場の名称及び位置）

第20条の7 雑排水汚泥処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丸子町雑排水汚泥処理場	丸子町大字御嶽堂1番地の2

附 則（昭和57年9月29日規則第13号）

- 1 この規則は、昭和57年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に住宅団地の造成事業に着手した者については、この規則の施行後もなお従前の例による。

附 則（平成21年12月18日規則第38号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 5 この規則の施行前に、附則第2項の規定による廃止前の上田市公害防止条例施行規則、丸子町公害防止条例施行規則若しくは武石村公害防止条例施行規則、附則第3項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例施行規則の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号 削除

様式第2号から様式第5号まで 略

真田町環境保全に関する条例（暫定施行）

昭和47年3月23日

条例第3号

改正 平成元年3月24日条例第12号

平成19年3月30日条例第8号

平成21年12月18日条例第38号

（目的）

第1条 この条例は、住民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、公害を防止し、生活環境を保全することがきわめて重要であることにかんがみ、環境保全に関する町の施策の基本となる事項を定め、生活環境及び自然環境の保全並びに保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保全…住民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできるよう生活環境その他自然環境を保全し、又は保護することをいう。
- (2) 公害…事業活動その他人の生活に伴って発生する大気汚染、水質汚濁、土じょう汚染、騒音、振動及び悪臭によつて人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 排液等…事業活動その他人の活動に伴って生ずる汚水、排液、ばい煙、粉じん、ガス、騒音、振動、悪臭その他規則で定めるものをいう。
- (4) 住民…町内に住所を有する者並びに一時的に町内に逗留する者及び旅行者をいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含むものとする。

3 この条例にいう「自然環境」には、自然資源（山岳けい谷、河川、森林等をいう。）の景観を含むものとする。

（町の責務）

第3条 町は、良好な生活環境及び自然環境を保全し、保護するため自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、これを実施するものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害の発生を防止し、環境保全を図るためにその責任において必要な措置を講ずるとともに、町が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、この条例の規定に違反しないことを理由として環境保全について最大限努力することを怠つてはならない。

（住民の責務）

第5条 住民は、町が実施する環境保全に関する施策に協力しなければならない。

2 住民は、常に、自らが利用し又は管理する土地、建物等を清潔にするとともに、日常生活に伴って生ずる廃棄物、汚水等を適切に処理し、生活環境の保全に努めなければならない。

3 住民は、道路、河川等の公共の場所及び観光地等を汚染しないようにするとともに、常に自然環境の保護に努めなければならない。

（環境保全に関する施策）

第6条 町長は、緑地の保全その他自然環境の保護を必要と認める地域を開発調整地域として、指定することができる。

2 町長は、前項の開発地域内における事業活動その他人の活動につき、規則の定めるところにより、環境保全の見地から必要な規制をすることができる。

第7条から第11条まで 削除

（報告の聴取及び立入検査）

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、環境保全に障害を及ぼしている者から必要な報告を求め、又は職員をして工場、事業所、その他の場所に立入り必要な施設、書類、その他の物件を調査若しくは検査させることができる。

2 前項の場合において、職員はその身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

第13条から第20条まで 削除

(罰則)

第21条 第12条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定により立入検査、若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人、若しくは人の代理人、使用人、その他従業者がその法人又は、人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。ただし、第13条から第20条までの規定は公布の日から施行する。(昭和47年9月規則第10号で、同47年9月20日から施行)

(上田市環境基本条例の制定に伴う特例)

2 この条例の規定が上田市環境基本条例(平成19年条例第8号。以下この項において「新条例」という。)の規定と抵触する場合には、新条例の規定が、優先する。

附 則(平成元年3月24日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月18日条例第38号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

5 この条例の施行前に、附則第2項の規定による廃止前の上田市公害防止条例、丸子町公害防止条例若しくは武石村公害防止条例、附則第3項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

真田町環境保全に関する条例施行規則（暫定施行）

昭和47年9月20日

規則第9号

改正 昭和50年6月21日規則第7号

昭和51年2月12日規則第1号

昭和56年7月23日規則第8号

平成21年12月18日規則第38号

（目的）

第1条 この規則は、真田町環境保全に関する条例（昭和47年真田町条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（環境保全のための規制）

第2条 条例第6条第1項に規定する開発調整地域及び同条第2項の規定に基づく必要な規制は、別表（立地規制、規制基準及び規制基準表）にそれぞれ定めるところによる。別表により、町長に届け出なければならない行為をしようとする者は、その行為の区分に従い、それぞれ様式第1から様式第5までに定めるところにより、届け出るものとする。

第3条から第8条まで 削除

（公害調査員の証）

第9条 条例第12条第2項の規定による職員の身分を証する証明書は、様式第9に定める公害調査員の証によるものとする。

（書類等の提出）

第10条 条例及びこの規則に基づき、町長に提出する書類等は、全て正本副本それぞれ1部を提出するものとする。

附 則

この規則は、昭和47年9月20日から施行する。

附 則（昭和50年6月21日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年2月12日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年7月23日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月18日規則第38号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

5 この規則の施行前に、附則第2項の規定による廃止前の上田市公害防止条例施行規則、丸子町公害防止条例施行規則若しくは武石村公害防止条例施行規則、附則第3項の規定による改正前の丸子町雑排水等の処理に関する条例施行規則又は前項の規定による改正前の真田町環境保全に関する条例施行規則の規定に基づきなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

（立地規制）

地域	名称	規模	規制
開発調整地域 （自然保護地区土地利用）	① 原生林、湿原、草原等自然の状態を保持し自然の原始性を将来にわたって、確保することが必要な地区 （厳正保護地区）	町長が審議会の意見に より、指定している地 域又は自然の状態がい ちじるしく害されると 思われる、土地利用行 為等	同左の地区内、及びそ の利用度による行為に ついて、次の各号に掲 げる行為は、町長に届 け出をしなければならない。 (1) 建築物、その他の 工作物の改築、増築、 新築
	② 森林、溪谷、湖沼 （ダム）等自然景観 を保持している地区	同上	(2) 宅地造成、土地の

	で、自然景観を保護することが必要な地区 (景観保護地区)		開墾、その他土地の形質の変更 (3) 木、竹、芝等の伐採、採取
	③ 郷土的又は歴史的に特色があり、これらを保護することが必要な地区 (郷土景観保護地区)	同上	(4) 土石の類の採取 (5) 水面の埋立て、又は干拓 (6) (3)にかかげる他の動植物の採取

長野県自然保護条例附則（自然保護地区が指定されるまでの間の特例）の右欄に区分された真田町において該当する地区を次の表の左欄に区分し、これをそれぞれ左欄に読み替え、この地区を真田町開発調整地域とする。

長野県条例	真田町
景観保護地区	真田町厳正保護地区
開発調整地区	真田町景観保護地区
郷土景観保護地区	真田町郷土景観保護地区

規制基準

名称	基準
厳正保護地区、景観保護地区、郷土景観保護地区内における許可及び届出を要しない行為	長野県自然保護条例施行規則、別表第1を準用する。
景観保護地区、郷土景観保護地区内における届出を要する行為の基準	別表（基準表）による。

基準表（その1）

種別
(建築物等)
① 建築物 郷土景観保護地区、高さ8メートル又は延面積500平方メートル 景観保護地区、高さ10メートル又は延面積500平方メートル
② 鉄塔 郷土景観保護地区、高さ13メートル 景観保護地区、高さ20メートル
③ 車道 長さ500メートル（計画の総延長とする） (宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更) 郷土景観保護地区、面積10アール 景観保護地区、面積1ヘクタール

基準表（その2）

(動植物)

植物名
ヒカゲノカズラ科 ヒカゲノカズラ属全種
イワヒバ科 イワヒバ属全種
ハナヤスリ科全種
ワラビ科 クジャクシダ
ウラボシ科 ミヤマウラボシ
マツ科 ゴヨウマツ、ハイマツ、ヒメコマツ
カバノキ科

ミヤマハンノキ
ブナ科
ブナ、イヌブナ
モクレン科
オオヤマレンゲ、キタコブシ
キンポウゲ科
ミヤマハンシヨウズル、ミツバオウレン、オキナグサ、シキンカラマツ、シギンカラマツ
ウマノスズクサ科
ウスバサイシン
ボタン科
ヤマシヤクヤク、ベニバナヤマシヤクヤク
オトギリソウ科
オトギリソウ属全種
ユキノシタ科
コマガタケスグリ
バラ科
エゾサンザシ、ミヤマキンバイ、マメザクラ、ミネザクラ、アオナシ、カラフトイバラ
カタバミ科
ミヤマカタバミ、コミヤマカタバミ
フウロソウ科
グンナイフウロウ、タチフウロウ
カエデ科
シバタカエデ、クロビイタヤ
ミズキ科
ゴゼンタチバナ
ウコギ科
ハリブキ
セリ科
ミヤマセンキュウ、イワセントウソウ
イワウメ科
イワウメ、イワカガミ
イチヤクソウ科全種
ツツジ科
コメバツガザクラ属全種、イワナシ属全種、シラタマノキ属全種、ミズオウ属全種、ヨウラクツツジ属全種、ツガザクラ属全種、ツツジ属全種、ホツツジ属全種、スノキ属全種、ドウダンツツジ属全種
ガンコウラン科
ガンコウラン
サクラソウ科
クリンソウ、サクラソウ、ツマトリソウ
リンドウ科
リンドウ属全種、センブリ属全種、ツルリンドウ、ハナイカリ
シソ科
イブキジャコウソウ
ゴマノハグサ科
タチコゴメグサ、ママコナ、グンバイヅル
スイカズラ科
リンネソウ、ツキヌキソウ
オミナエシ科
ハクサンオミナエシ
マツムシソウ科

マツムシソウ
キキョウ科
ツリガネニンジン属全種、キキョウ、タニギキョウ
キク科
ヤマハハコ属全種、コンギク属全種、ヤチアザミ、ウスユキソウ属全種、ヤブレガサ
ユリ科
ネバリノギラン、ウバユリ、ツバメオモト、スズラン、チゴユリ、シヨウジヨウバカマ、ユウスゲ、コオニユリ、クルマユリ、マイヅルソウツクバネソウ属全種、ユキザサ属全種、タケシマラン属全種、エンレイソウ属全種、バイケイソウ属全種
アヤメ科
アヤメ属全種
サトイモ科
ザゼンソウ、ヒメザンソウ
ラン科
全種

動物名
ウシ科
ニホンカモシカ
サンショウウオ科
クロサンショウウオ
シロチヨウ科
ミヤマシロチヨウ、ミヤマモンキチヨウ
ジャノメチヨウ科
ベニヒカゲ

「注」(その2)の区域については、別表図のA、B、C、D、区域とする。

- | |
|--|
| <p>A 真田町と群馬県境の鳥居峠を起点として、国道144号線と県道菅平高原線との交点までの国道144号線、県道菅平高原線滝の入橋菅平側1000m地点までの県道菅平高原線、里宮までの稜線、コブ山山頂、四阿山及び根子岳中腹の標高1700mライン及び真田町と須坂市、真田町と群馬県境の外周線を順次結んだ区域内</p> <p>B 真田町と上田市境の俗称雀岩を起点として、角間鬼が城、岩屋観音、ゴトムキ山頂、ゴトムキ山頂から真田町と群馬県境へ東方に至る稜線及び真田町と群馬県、真田町と上田市境の外周線を順次結んだ区域内</p> <p>C 真田町大字長字菅平地籍の国有林野水源涵養保安林に指定されている区域内</p> <p>D 真田町大字長菅平地籍内の俗称大洞本沢地帯に原生するブナ林内</p> |
|--|

様式第 1(第 2 条関係)

(建築物その他の工作物の新築)

開発調整地域内行為届出書

昭和 年 月 日

真田町長 殿

申請者住所氏名 ⑩

真田町環境保全に関する条例施行規則第 2 条の規定により開発調整地域内において次の行為を行うことを届け出ます。

行 為 の 内 容		
行 為 地	町 字名 小字名 番地	地目
行為地及びその付近の状況		
工 作 物 の 種 類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外部の仕上げ及び色 彩	
	関連行為の概要	
	施行後の周辺の取 扱 い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

様式第 2(第 2 条関係)

(宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質変更)

開発調整地域内行為届出書

昭和 年 月 日

真田町長 殿

申請者住所氏名 ㊟

真田町環境保全に関する条例施行規則第 2 条の規定により開発調整地域内において次の行為を行うことを届け出ます。

行 為 の 内 容		
行 為 地	町 字名 小字名 番地	地目
行為及びその付近の状況		
土地の形質変更の原因となる行為		
施 行 方 法	施 行 面 積	
	工 事 の 方 法	
	変更後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	変更後の取り扱い	
備 考		

様式第 3(第 2 条関係)

(木、竹、芝、等の伐採の場合)

昭和 年 月 日

開発調整地域内行為届出書

真田町長 殿

申請者の住所氏名 ㊟

真田町環境保全に関する条例施行規則第 2 条の規定により開発調整地域内において次の行為を行うことを届け出ます。

行為の内容			
行為地 林況		町 大字名 字名 番地	地目
	林種		
	樹種		
	森林面積		
	総蓄積		
	伐採種別		
	伐採面積		
予定期日	着手		
	完了		
備考			

- ㊟ ○林種別、針葉樹林、広葉樹林、天然林、人工林等
 ○伐採種別 主伐、(皆伐、群伐)間伐等
 ○伐採設備 索道、林道、貯木場等関連行為

様式第 4(第 2 条関係)

(土石類の採取の場合)

昭和 年 月 日

真田町長 殿

申請者住所氏名 ㊟

真田町環境保全に関する条例施行規則第 2 条の規定により、開発調整地域内において次の行為を行うことを届け出ます。

行為の内容		
行為地	町 大字名 字名 番地	地目
行為地及びその付近の状況		
土石の種類		
施行方法	採取方法種別	
	採取量	
	採取設備	
	土地の形状を変更する箇所の面積	
	採取後の土地の形状	
	採取跡地の取扱い	
予定期日	着手	
	完了	
備考		

様式第 5(第 2 条関係)

(水面の埋立て又は干拓の場合)

昭和 年 月 日

真田町長 殿

申請者住所氏名 ⑩

真田町環境保全に関する条例施行規則第 2 条の規定により開発調整地域内において次の行為を行うことを届け出ます。

行 為 の 内 容		
行 為 地	町 大字名 字名 番地	地 目
行為地及びその付近の状況		
施 行 方 法	埋立て(干拓)方法	
	工 事 の 方 法	
	埋立て(干拓)後の 取 り 扱 い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

様式第6から様式第8まで 削除

様式第 9(第 9 条関係)

(表 面)

	第	号
所 属 職氏名		
	年	月 日生
公害調査員の証		
	年	月 日交付
真田町長		⑨

用紙の大きさ

縦 6cm

横 9cm

(裏 面)

この証明書を携帯する者は、真田町環境保全に関する条例の規定により、立入検査の職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

真田町環境保全に関する条例抜粋

(報告の聴取及び立入検査)

第12条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、環境保全に障害を及ぼしている者から必要な報告を求め、又は職員をして工場、事業所、その他の場所に立入り必要な施設、書類、その他の物件を調査若しくは検査させることができる。

2 前項の場合において、職員はその身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(罰則)

第21条 第12条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定により立入検査、若しくは検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。